

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	個人住民税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新潟市は、個人住民税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減するために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本市では、平成17年10月に新潟市情報セキュリティポリシーを策定している。これに基づき、継続した情報セキュリティ研修の実施、各課の情報セキュリティ確保に関する自主点検及び監査を実施し、必要な改善措置を行っている。

評価実施機関名

新潟市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務		
	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、個人住民税、軽自動車税及び事業所税の賦課に関する以下の事務。</p> <p>1. 個人住民税の賦課事務（※詳細は「(別添1)事務の内容」参照のこと） 個人住民税は、賦課期日（1月1日）時点において本市内に住所を有する個人又は本市内（当該区内）に事務所や家屋敷を有する個人で、本市内（当該区内）に住所を有しない者に対して課税を行うものである。この賦課事務については、以下により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市民税・県民税申告書等）を収集する。 (2)課税資料の内容をデータ入力する。 (3)課税資料から個人を特定し、賦課期日現在の情報とマッチングさせる。 (4)賦課期日現在、本市内に住民登録がない者については、住民登録地を確認し、本市に課税権がないと判断された場合には、住民登録地に課税資料を回送する。 (5)同一納税義務者に課税資料が複数提出されている場合は、集計内容を確認・修正する。 (6)扶養判定処理を行う。また、賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し、所得照会を行い、扶養要件を確認する。 (7)賦課決定を行い、税額決定通知書を出力する。 (8)特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 (9)普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 (10)納税義務者から修正申告等がなされた場合、課税情報を変更し、税額変更通知書を送付する。 (11)特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書等の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し納税通知書を送付する。 (12)未申告者に対し、個人住民税申告の依頼通知を送付する。 (13)生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は、減免申請書を受付け減免を行う。 (14)各種証明書の交付申請に基づき、納付状況等を確認した上で証明書を交付する。 <p>2. 軽自動車税の賦課事務（※詳細は「(別添1)事務の内容」参照のこと） 軽自動車税は、賦課期日（4月1日）時点において、本市内に軽自動車等（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。この賦課事務については、以下により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に、申告を受け付ける。 (1)三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会新潟主管事務所で申告を受け付けし、本市へ回送される。 (2)二輪の小型自動車に関しては北陸信越運輸局 新潟運輸支局で申告を受け付けし、本市へ回送される。 (3)二輪の軽自動車に関しては全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所で受け付けし、本市へ回送される。 (4)原動機付自転車・小型特殊自動車に関するものは、本市で申告を受け付ける。 (2)申告された内容を基に課税し納税者に納税通知書を送付する。 (3)生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。 (4)納税証明書の交付申請に基づき、納付状況等を確認し証明書を交付する。 <p>3. 事業所税の賦課事務（※詳細は「(別添1)事務の内容」参照のこと） 事業所税は、本市内の事業所等において一定の規模以上（事業所用家屋の延床面積1000m²超又は合計従業者数100人超）の事業を行う法人又は個人に対して課税を行うものである。このうち、個人にかかる賦課事務については、以下により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)事業所税申告書、納付書を作成し、送付する。 (2)課税資料（申告書、減免申請書、更正請求書）を受け付ける。 (3)課税資料の内容に不備がないか点検し、不備がある場合には納税義務者に照会し、訂正を依頼する。 (4)課税資料の内容をデータ入力する。 (5)対象となる者には、減免決定又は更正決定の通知を行う。 (6)納税証明書の交付申請に基づき、納付状況等を確認し証明書を交付する。 		
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢>	1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	市民税オンラインシステム
②システムの機能	<p>個人住民税(個人市県民税), 軽自動車税, 法人市民税, 事業所税の賦課及び証明発行にかかる業務を行うもの。以下の機能(サブシステム)を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名システム 住民, 住登外者, 法人の宛名を管理するもの。同一宛名に対して税目別の送付先に関する機能や宛名を関連付ける(読み替える)機能を有する。 2. 個人市県民税システム 課税資料の取込み, 税額等の計算, 帳票出力機能を有する。 3. 法人市民税システム 届出書等をシステムに取込み, 納税通知書などの帳票を出力するもの。 4. 軽自動車税システム 軽自動車税の車両情報を管理するもの。賦課データ及び納税通知書の作成機能を有する。 5. 事業所税システム 各種届出書及び申告書をシステムに取込み, 課税データなどを管理する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国民年金受付処理システム、国民健康保険事務支援システム、介護保険システム)</p>

システム2

①システムの名称	地方税電子申告システム
②システムの機能	<p>地方税共同機構が地方税の電子申告の受付を可能にするために運営している、地方税ポータルシステム(eLTAX)と連携して、地方税の電子申告を可能にするもの。以下の受付サービスを行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方税の電子申告等(各税目の電子申告、給与支払報告書等の電子的提出) 2. 公的年金からの個人住民税の特別徴収(天引き)に関するデータ 3. 国税庁所管データ(所得税確定申告等)
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム3	
①システムの名称	課税資料管理システム
②システムの機能	<p>各種課税資料をイメージ管理するもの。以下の機能を持つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本業務機能 各種課税資料のイメージデータ作成・登録、同データの検索・閲覧 2. メンテナンス業務機能 イメージ閲覧画面で使用する各種機能のメンテナンス、作業ログ閲覧 3. バッチ処理機能 電子媒体により受け付けた課税資料のイメージ作成、他市への回送資料の印刷 等 4. 地方税電子申告システムとの連携処理業務機能 同システムにより受信した資料情報の取り込みとイメージ作成、関係リストの出力
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	確定申告や市民税・県民税申告の受付時、申告会場において、申告者と対話をしながら所得・控除等の入力をを行い、申告書や収支内訳書などをその場で作成できるシステム。市民税・県民税申告書については、受け付けた内容をデータ化し、市民税オンラインシステム及び課税資料管理システムに引き渡す。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	税収納オンラインシステム
②システムの機能	<p>各賦課業務システムから連携される課税情報に基づき納付された収納データを管理する。主な機能は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収納データの取り込み・管理 2. 過誤納金の還付・充当処理、還付・充当通知書の作成 3. 督促対象者データの作成 4. 口座振替情報の管理、金融機関への依頼データ作成 5. 延滞金・還付加算金の計算 6. 納税証明書の発行 7. 統計・決算資料の抽出
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (ホストシステム、電子収納システム、口座振替管理システム)</p>

システム6	
①システムの名称	汎用連携データベースシステム(以下、汎用連携DBシステムと記載)
②システムの機能	<p>既存業務システム間での庁内情報移転のための情報授受のシステム。 ※情報授受は、既存業務システムからデータにアクセスして情報を取得する。しかし、あらかじめアクセスできるデータを各業務システムごとに制御しているため、各業務システムは許可されていないデータの取得ができない仕組みとなっている。</p> <p>1. 既存業務システムからのデータ受取・保存 情報移転元システムで作成した庁内移転用データを受信し、副本として保存する。また、住民記録システム、宛名システムのみ随時(リアルタイム)で異動データを受信し、差分情報として取得した宛名異動のデータを保存する。</p> <p>2. 庁内情報の連携 既存業務システムからの情報要求に応じて、あらかじめ定められた項目のみ当該者の情報抽出・情報提供を行う。 ※庁内移転用データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で庁内移転用データを渡す。</p> <p>3. セキュリティの管理 既存業務システムからのアクセスを制御するため、ID/パスワードの管理を行う。</p> <p>4. 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (既存業務システム)</p>
システム7	
①システムの名称	ホストシステム
②システムの機能	市民税オンラインシステムより、賦課情報を授受し、納税通知書等を印刷するためのデータを作成する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム8	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	個人の住民登録者及び住民登録外者、法人の住所・氏名・送付先等の宛名情報を管理し、既存業務システムへ提供するシステム。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (既存業務システム)</p>

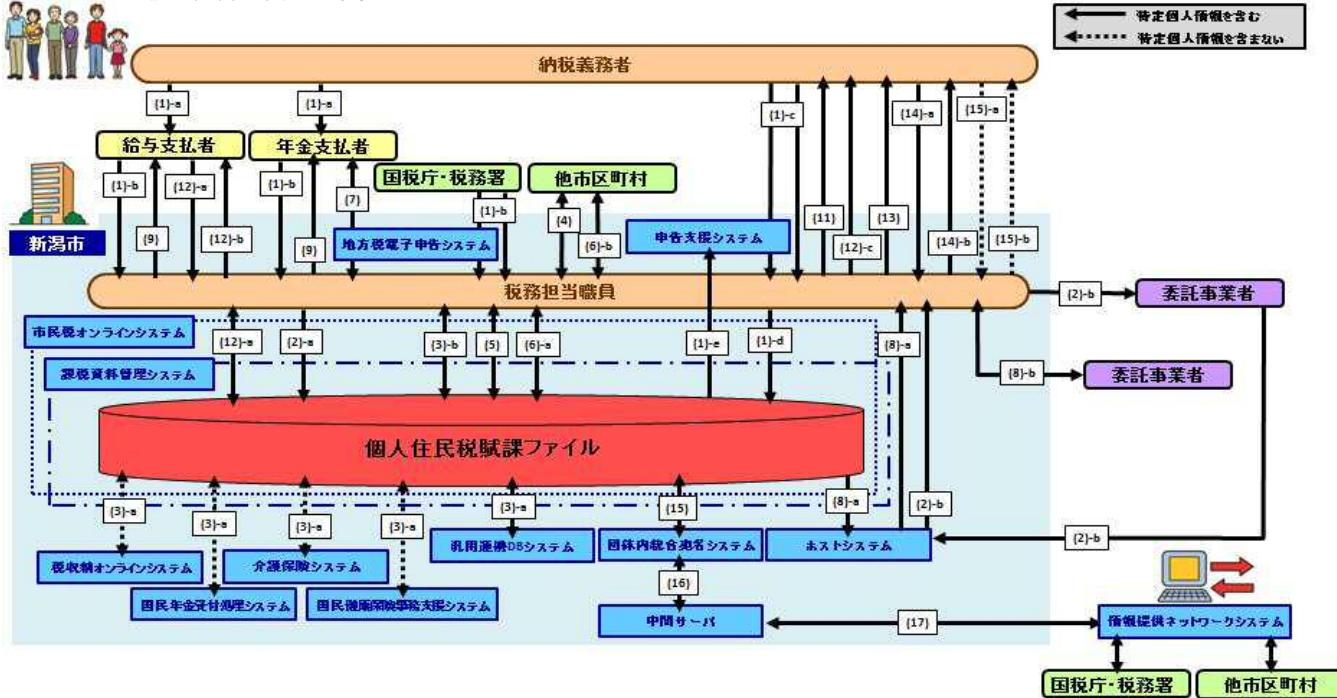
システム9	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>個人番号・宛名コード・統合宛名番号の紐付け管理、及び庁内情報連携等の機能を提供するもの。</p> <p>1. 番号の管理 統合宛名番号の新規付番、及び個人番号・統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。</p> <p>2. 統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした統合宛名番号検索を行う。</p> <p>3. 中間サーバー格納用データの中継 各業務システムにおいて、他団体へ提供するために作成した中間サーバー格納用データを、中間サーバーへ転送する。また、異動発生時の更新情報も同様に行う。</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務システムからの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求メッセージを中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受取り、照会元の各業務システムへ転送またはデータを書き込む。</p> <p>5. 職員認証・権限の管理 団体内統合宛名管理システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>6. 情報連携記録の管理情報連携記録の生成・管理を行う。 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (中間サーバ)</p>

システム10	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>情報提供ネットワークシステム・団体内統合宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。</p> <p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 各業務システム接続機能 中間サーバーと各業務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (団体内統合宛名システム)

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税賦課ファイル 2. 軽自動車税賦課ファイル 3. 事業所税賦課ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課に関する事務においては、納税義務者等からの各種申告書等を受け付け、市民税オンラインシステムに取り込んだ上で、賦課決定を行う。 この各種申告書等には、番号制度により、個人番号の記載が求められることとなる。このため、市民税オンラインシステムにおいて特定個人情報ファイルを保有し、事務を行う必要がある。 ・また、特定個人情報ファイルに記録されたデータのうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二項に規定されるものについては、情報ネットワークシステムを利用して、情報照会及び提供を行うこととなる。 ・以上の事務上の必要性に加え、個人番号により対象となる個人を確実に特定し、正確かつ公平、公正な課税を行うという点においても、特定個人情報ファイルの取り扱いが必要である。
②実現が期待されるメリット	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政事務の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・各種申告書等を、個人番号をキーとして名寄せ及び突合することで、納税義務者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することができる。 ・現在は紙で照会している他の市町村の所得情報を、情報提供ネットワークシステムを利用することで効率的に取得することができる。 2. 紳税義務者の利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・現在添付書類の提出を求めている生活保護や障害者手帳の情報などを、情報ネットワークシステムを利用することで、添付書類を省略でき、納税義務者の負担を軽減することができる。 3. 公平、公正な課税の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を用いた情報の名寄せ、管理を行うことにより、申告内容等を的確に把握し、より正確に賦課決定を行うことができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の16の項 (地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの) 2. 上記「主務省令」:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第4条、第5条、第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第15条 (地方税法、租税特別措置法、国税通則法、所得税法の一部改正)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第2 (新潟市から他機関へ情報提供を行うもの) 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項 (新潟市から他機関へ情報照会を行うもの) 27の項 2. 地方税法 第24条、第24条の5、第34条、第294条、第295条、第314条の2、第323条、第454条、第684条、第703条の4、第703条の5の2、第717条 3. 地方税法施行令 第47条の3
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市税事務所市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

1. 個人住民税の賦課に関する事務



(1) 課税資料の収集

- (1)-a 勤務先や年金支払者への扶養親族等の届出
税務署へ所得税の確定申告
- (1)-b 勤務先や年金支払者からの給与支払報告書、
公的年金等支払報告書、支払調査の提出
税務署からの所得税申告書の提出
- (1)-c 市民税・県民税申告書の提出
- (1)-d 申告支援システムの市民税・県民税申告書データの入力
- (1)-e 申告支援システムへの、課税資料データの連携

(2) 課税資料のデータ入力

- (2)-a 各種報告書、申告書をデータ入力
- (2)-b 各種報告書、申告書を委託業者へパンチ依頼
データを受領し、入力

(3) 課税対象者の特定、情報のマッチング

- (3)-a 住民情報の連携
- (3)-b 結果の確認、修正等

(4) 課税資料の回送

(5) 課税資料の集計内容の確認・修正

(6) 扶養判定処理

- (6)-a 課税資料から扶養の可否を判定する
- (6)-b 他市区町村内に住所を有する被扶養者の所得照会を行い、
扶養要件を確認

(7) 年金からの特別徴収の開始、停止の依頼

(8) 賦課決定

- (8)-a データをホストシステムに連携し、帳票印刷
- (8)-b 印刷された帳票の封入・封緘を委託業者へ依頼
送付物を受領

(9) 特別徴収(天引き)分の、税額決定通知書の送付

(10) 普通徴収(自分で納める)分の、税額決定通知書の送付

(11) 納税義務者から修正申告等がなされた場合に、課税情報を変更し、 税額変更通知書を送付

※(1)～(8)の流れと同様

(12) 異動届出書等による異動処理

- (12)-a 勤務先から異動届出書の提出を受け、内容をデータ入力
- (12)-b 特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付
- (12)-c 普通徴収分の税額が発生する場合、納税義務者に対し
納税通知書を送付

(13) 未申告者への個人住民税申告の依頼通知の送付

(14) 減免の決定

- (14)-a 減免申請書の受付
- (14)-b 減免の可否を決定し、申請者に通知

(15) 各種証明書の交付

- (15)-a 申請書の受付
- (15)-b 納税状況等を確認し、申請者に交付

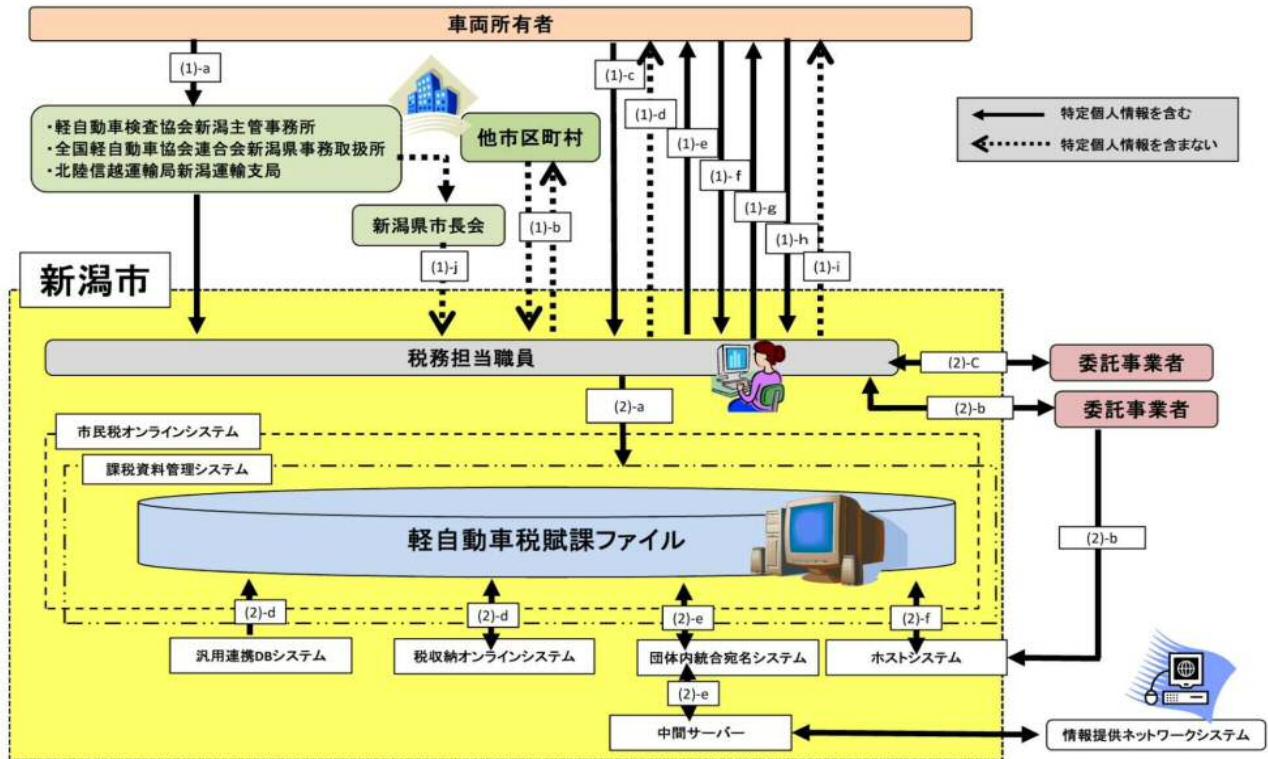
(16) 特定個人情報の中間サーバへの搭載

(17) 特定個人情報の、情報ネットワークシステムへの搭載

(備考)

(別添1) 事務の内容

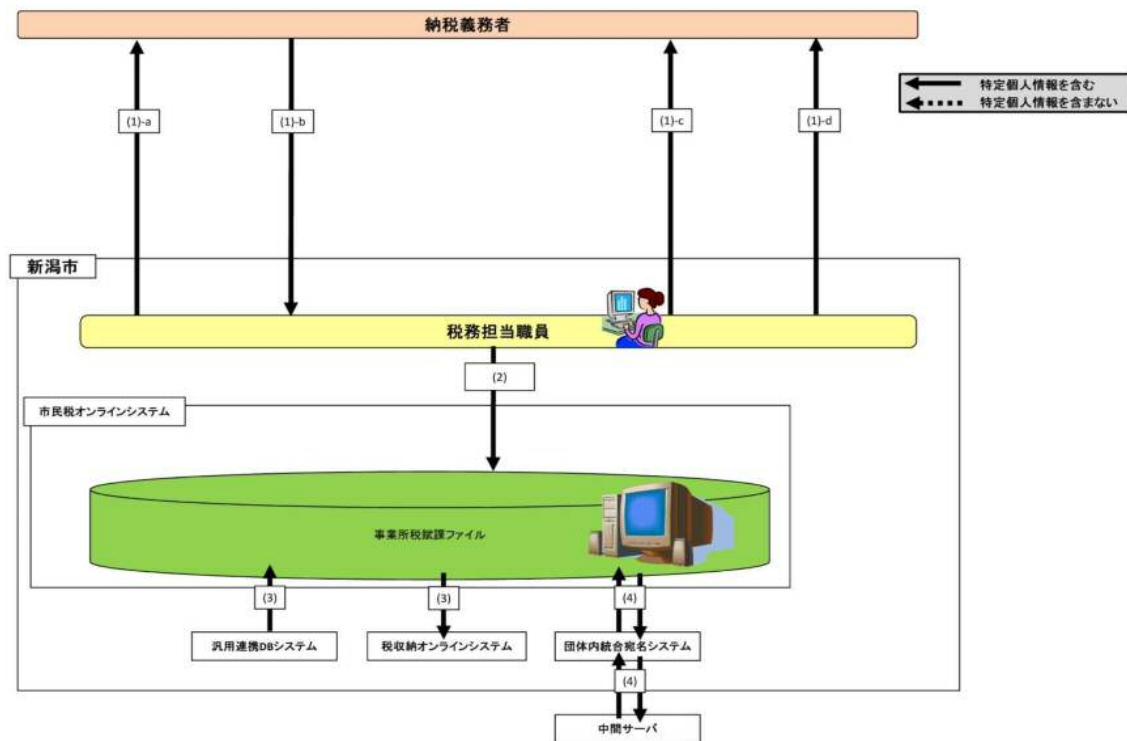
2. 軽自動車税の賦課に関する事務



(備考)

(別添1) 事務の内容

3. 事業所税の賦課に関する事務



(1)事務の流れ

- (1)-a 事業所税申告書、納付書の作成、送付
 - (1)-b 事業所税申告書等
(事業所税申告書、事業所税減免申請書、更正請求書)
 - (1)-c 減免決定通知書
 - (1)-d 更正決定通知書
- (2)事業所税申告書等のデータ入力
- (3)住民情報の連携
- (4)特定個人情報の中間サーバへの搭載

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税賦課ファイル 2. 軽自動車税賦課ファイル 3. 事業所税賦課ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p>[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	<p>1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があつた者及びその扶養親族。 2・軽自動車税賦課ファイル 本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む)。 3. 事業所税賦課ファイル 個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は隨時に申告書等(事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む)、事業所税減免申請書、更正請求書)の提出があつた者。</p>
その必要性	<p>・賦課に関する事務においては、納税義務者等からの各種申告書等を受け付け、市民税オンラインシステムに取り込んだ上で、賦課決定を行う。 この各種申告書等には、番号制度により、個人番号の記載が求められることとなる。このため、市民税オンラインシステムにおいて特定個人情報ファイルを保有し、事務を行なう必要がある。 ・また、特定個人情報ファイルに記録されたデータのうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二項に規定されるものについては、情報ネットワークシステムを利用して、情報照会及び提供を行うこととなる。 ・以上の事務上の必要性に加え、個人番号により対象となる個人を確実に特定し、正確かつ公平、公正な課税を行うという点においても、特定個人情報ファイルの保有が必要である。</p>
④記録される項目	<p>[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <p>[<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号)</p> ・連絡先等情報 <p>[<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等)</p> ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <p>[<input type="radio"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 個人番号：申告書等の対象個人を正確に特定するため その他識別情報：庁内の他システムと連携する際の符号として使用するため ・連絡先等情報 4情報：申告書等の対象となる個人を正確に特定するため 連絡先（電話番号等）：申告書等の内容を確認する場合に必要なため その他住民票関係情報：対象者の賦課期日時点での世帯情報を把握するため ・業務関係情報 国税関係情報：各種控除等、個人住民税の課税上必要な情報を把握し、賦課を行うため 地方税関係情報：賦課に係る事務を行うため 医療保険関係情報：各種控除等を把握し、個人住民税の賦課を行うため 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護の給付状況を、賦課決定時に参照するため 年金関係情報：年金所得等を把握し、個人住民税の賦課を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部市税事務所市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人	
	[○] 評価実施機関内の他部署	(市民生活部市民生活課、福祉事務所、市税事務所納税課)
	[○] 行政機関・独立行政法人等	(国税庁、日本年金機構、北陸信越運輸局新潟運輸支局)
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	(各市区町村)
	[○] 民間事業者	(紙給与支払者、年金支払者、全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所、軽自動車検査協会新潟主管事務所)
	[○] その他	(新潟県市長会)
	[○] 紙	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ
②入手方法	[] 電子メール	[] 専用線 [○] 庁内連携システム
	[○] 情報提供ネットワークシステム	
	[○] その他	(CD-R、地方税ポータルシステム(eLTAX))
③入手の時期・頻度	1. 個人住民税賦課ファイル (1)確定申告書、個人住民税申告書 …年1回、2月中旬～3月中旬 (2)給与支払報告書、公的年金等支払報告書 …年1回、1月 (3)修正・訂正等の申告、申請 …申告、申請を受けた都度 (4)その他随時の申告、申請 …申告、申請を受けた都度	
	2. 軽自動車税賦課ファイル (1)三輪・四輪の軽自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車の軽自動車税申告書 (期限後及び修正の申告書を含む) …月1回の回送 (2)原付・小型特殊自動車の軽自動車税申告書…申告を受け付け都度 (3)軽自動車税減免申請書…年1回(申請期間:5月上旬～下旬)	
	3. 事業所税賦課ファイル (1)事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む) …年1回、2月中旬～3月中旬 (2)事業所税減免申請書 …年1回、2月中旬～3月中旬 (3)期限後及び修正の申告 …申告を受けた都度 (4)更正請求書 …請求を受けた都度	
	4. 地方税法等の関係法令において、納税義務者、国税庁、年金保険者、給与支払者(事業主)は、各種申告書等を定められた期間に提出することが定められている。これより、特定個人情報の入手を行っている。	
	5. 本人等から入手する場合は、本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第14条第2項及び第19条第4項において、機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨、明記されている。 ・以下の関係法令、条例等により基づき入手している。 1. 個人住民税賦課ファイル 地方税法第45条の2～45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3 新潟市市税条例第28条～第29条の3 2. 軽自動車税賦課ファイル 地方税法第447条、第454条 新潟市市税条例第83条、第85条～86条、第87条 3. 事業所税賦課ファイル 地方税法第20条の9の3第1項、第701条の45、第701条の47、第701条の49、第701条の57 新潟市市税条例第146条の7、第146条の12	
	6. 使用目的 ※ ・各種申告書等について、個人番号をキーとして名寄せ及び突合し、納税義務者の所得情報をより的確かつ効率的に把握する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供及び入手を行う。 ・以上のような、個人番号を用いた情報の名寄せ、管理を行うことにより、申告内容等を的確に把握し、より正確な賦課決定を行う。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体 ※	使用部署	財務部市税事務所市民税課、各区区民生活課、窓口サービス課、各出張所
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※	<p>1. 個人住民税賦課ファイル ・賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族を登録し管理を行う。 ・納税義務者等より提出される課税資料を登録する。 ・各種課税資料の合算を行い、徴収区分を決定し、課税額を決定する。 ・特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ・普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。</p> <p>2. 軽自動車税賦課ファイル ・本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する車両情報を軽自動車税申告書等から登録する。 ・申告書等から車種等を割り出し課税額を決定する。 ・車両の所有者又は使用者(納税義務者)に対し、納税通知書を送付する。 ・納税義務者から減免申請書を受け付け登録する。 ・減免申請書から減免額等を決定し、減免決定通知書を送付する。 ・申請により納税証明書を発行する。</p> <p>3. 事業所税賦課ファイル ・個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は隨時に申告書等(事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む)、事業所税減免申請書、更正請求書)の提出があった者を登録し管理を行う。 ・申告書等の内容を点検し、課税額を決定する。 ・対象となる者には、減免決定又は更正決定の通知を行う。 ・申請により納税証明書を発行する。</p>
情報の突合 ※	<p>1. 個人住民税賦課ファイル 2. 軽自動車税賦課ファイル ・住民異動により変更された特定個人情報については、汎用連携DBを介し、宛名番号で突合、更新する。 ・本人又は本人の代理人提出の申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。 ・減免申請書の減免理由と、本人が申告した生活保護情報又は障害者情報を突合し、減免申請内容を確認する。</p> <p>3. 事業所税賦課ファイル ・住民異動により変更された特定個人情報については、汎用連携データベースを介し、宛名番号で突合、更新する。 ・本人又は本人の代理人提出の申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。</p>
情報の統計分析 ※	納税義務者数、税額等の統計は行うが、特定の個人を判別し得るような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与える決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> 申告内容の正当性を確認し、個人住民税額、軽自動車税額、事業所税額を決定する。 生活保護や障害等の理由による減免決定を行う。
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (3) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	市民税オンラインシステムの運用保守業務
①委託内容	市民税オンラインシステムの運用保守業務において、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	<p>1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。</p> <p>2. 軽自動車税賦課ファイル 本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む)</p> <p>3. 事業所税賦課ファイル 個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は隨時に申告書等(事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む)、事業所税減免申請書、更正請求書)の提出があった者。</p>
その妥当性	各税目において正確かつ公平・公正な賦課を行うため。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> その他 ()])
⑤委託先名の確認方法	・委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイトに公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名	富士通株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項 同上

委託事項2		課税資料管理システムの運用保守業務
①委託内容		課税資料管理システムの運用保守業務において、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		<p>1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。</p> <p>2. 軽自動車税賦課ファイル 本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む)</p> <p>3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)</p>
その妥当性		各税目において正確かつ公平・公正な賦課を行うため。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> 委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイトに公表する。 新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社ジェイ エスキューブ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	同上

委託事項3		地方税電子申告システムのASPサービス提供業務	
①委託内容		地方税電子申告システムのASPサービス提供業務において、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 ※		<p>1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル (委託事項なし) 3. 事業所税賦課ファイル 個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は隨時に申告書等(事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む)、事業所税減免申請書、更正請求書)の提出があった者。</p>	
その妥当性		各税目において正確かつ公平・公正な賦課を行うため。	
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑤委託先名の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイトに公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。 	
⑥委託先名		株式会社TKC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		申告支援システムの運用保守業務		
①委託内容		申告支援システムの運用保守業務において、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象となる本人の数</td> <td style="width: 85%;"> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> </td> </tr> </table>		対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="width: 85%;"> <p>1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル (委託事項なし) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)</p> </td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	<p>1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル (委託事項なし) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)</p>	
対象となる本人の範囲 ※	<p>1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル (委託事項なし) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)</p>			
その妥当性		各税目において正確かつ公平・公正な賦課を行うため。		
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑤委託先名の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイトに公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。 		
⑥委託先名		株式会社BSNアイネット		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>		
	⑧再委託の許諾方法			
	⑨再委託事項			

委託事項5		納税通知書等の発送前処理業務
①委託内容		本市において印刷した納税通知書等のバッキング、封入及び封緘作業を委託。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		<p>1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。</p> <p>2. 軽自動車税賦課ファイル 賦課期日(4月1日)時点で、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む)</p> <p>3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)</p>
その妥当性		納税義務者に対し、法令に定められた期日までに確実に通知を行うため。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [O] 紙 [] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> 委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイトに公表する。 新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社第一印刷所
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6		市民税・県民税申告書の発送前処理業務
①委託内容		本市において印刷した市民税・県民税申告書の折、封入及び封緘を委託。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		<p>1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル (委託事項なし) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)</p>
その妥当性		申告者が、法令に定められた期日までに確実に申告を行うよう案内するため。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> 委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイトに公表する。 新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		毎年度入札により委託契約するため未定。
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	同上

委託事項7		特別徴収税額の決定・変更通知書(納稅義務者用)の印刷業務
①委託内容		特別徴収税額の決定・変更通知書(納稅義務者用)の印刷を委託。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		<p>1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル (委託事項なし) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)</p>
その妥当性		納稅義務者に対し、法令に定められた期日までに確實に通知を行うため。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		新潟市印刷業務アウトソーシング共同企業体
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		課税資料データ入力業務委託							
①委託内容		紙で提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、軽自動車税申告書等)を専任のオペレータが専用の機器を使用しデータ入力を行う。データ入力後、本市のデータ形式へ加工し納品する。							
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>							
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があつた者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル 本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があつた者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル 本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)						
対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があつた者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル 本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)								
その妥当性		各税目において正確かつ公平・公正な賦課を行うため。							
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>							
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>							
⑤委託先名の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイトに公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。 							
⑥委託先名		入札により委託契約するため未定。							
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>							
	⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。							
	⑨再委託事項	同上							

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (58) 件 [○] 移転を行っている (15) 件 [] 行っていない	
提供先1	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先(別紙1のとおり) 56件	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第2(該当の項番については別紙1のとおり)	
②提供先における用途	(別紙1のとおり)	
③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	提供の求めを受けた都度	
提供先2	国税庁	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号	
②提供先における用途	所得税の適切な賦課を行う。	
③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	隨時	

提供先3	新潟市教育委員会学務課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	提供の求めを受けた都度

移転先1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1に定める事務所管課(別紙2のとおり) 13件	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1、第2項	
②移転先における用途	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1に定める事務(別紙2のとおり)	
③移転する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)のうち、個人番号を有する者	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	<p>・6月：当初賦課決定分(年1回)</p> <p>・毎月：随時の賦課決定分(月1回)</p>	
移転先2	福祉部高齢者支援課	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	<p>1. 個人住民税賦課ファイル</p> <p>以下の制度・事業において、住民税に関する情報を用いることで、申請者による確認用書類の提出、事務実施者における確認作業等の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市高齢者向け住宅リフォーム助成事業 ・新潟市高齢者介護予防リフォーム助成事業 	
③移転する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)のうち、個人番号を有する者	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	<p>・6月：当初賦課決定分(年1回)</p> <p>・毎月：随時の賦課決定分(月1回)</p>	

移転先3	福祉部介護保険課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項に基づく条例を定める予定
②移転先における用途	1. 個人住民税賦課ファイル 以下の制度・事業において、住民税に関する情報を用いることで、申請者による確認用書類の提出、事務実施者における確認作業等の軽減が図られる。 ・新潟市社会福祉法人等による利用者負担軽減助成事業
③移転する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者、世帯員
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	・6月：当初賦課決定分(年1回) •毎月：随時の賦課決定分(月1回)

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p>1. 市民税オンラインシステム及び課税資料管理システムにおける措置 ・特定個人情報を管理しているサーバーの設置場所では以下の物理的対策を行っている。 ①建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ②サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ③サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ④帳票を出力する印刷室についてもサーバー室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。 ⑤該当システム基盤のサーバログインは、ID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ・システムには操作権限が必要となっており、また、システム利用が可能な端末も制限している。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <p>[6年以上10年未満] 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
③消去方法		<p>法定の更正期間に対応するため。</p> <p>1. 市民税オンラインシステム及び課税資料管理システムにおける措置 ・保管期間を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙「市民税オンラインシステムデータベース 全記録項目」のとおり

【別添2・別紙】 市民税オンラインシステム データベース全記録項目

I 全事務共通で使用するデータベース(DB)

共通パラメタ情報				
1	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 自治体コード 4 業務ID	5 索引種別 6 コピー一句項目名 7 数値 8 英数字	9 日本語 10 備考 11 登録日 12 JAVA名	13 予備
ユーザ出口管理				
2	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 自治体コード	4 サブシステムID 5 ユーザプログラムID 6 呼出元プログラムID	7 ユーザ出口使用区分 8 ユーザプログラム概要 9 登録日	10 ユーザプログラム資源名 11 予備
排他管理				
3	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 自治体コード	4 排他管理ID 5 年度 6 排他状態	7 設定日付 8 設定時刻 9 予備	
自治体住所				
4	1 自一都道府県コード 2 自一市区町村コード 3 自一枝番 4 自一レコード区分 5 自一区分	6 自一名称 7 自一宛名用名称1 8 自一宛名用名称2 9 自一郵便番号 10 自一都道府県	11 自一郡名 12 自一住所1 13 自一住所2 14 自一電話番号 15 自一ふりがな1	16 自一ふりがな2 17 自一新郵便番号 18 自一タイムスタンプー日付 19 自一タイムスタンプー時刻
市内住所				
5	1 町コード 2 住所漢字 3 住所かな 4 郵便親番 5 郵便子番 6 番地編集区分	7 削除フラグ 8 行政区コード 9 選挙区コード 10 小学区コード 11 中学区コード 12 施設コード	13 作成更新日 14 合併前自治体コード 15 集配局コード 16 区コード 17 管理区コード1~2 18 新行政区コード1	19 新統計区コード1 20 新行政区コード2 21 新統計区コード2 22 分割注意フラグ 23 予備1~2
合併管理				
6	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 自治体コード 4 表示順	5 市町村名称 6 識別コード 7 合併年月日1~10 8 フラグ1~10	9 異動担当者 10 処理日 11 予備項目数字1~2 12 予備項目漢字1~2	13 予備項目文字1~2
金融機関				
7	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 金融機関コード	4 金融機関表示順 5 金融機関名カナ 6 金融機関名検索カナ	7 金融機関名漢字 8 金融機関開始年月日 9 金融機関廃止年月日	
金融機関本支店				
8	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 金融機関コード 4 支店コード 5 並びコード	6 金融機関区分 7 金融機関表示順 8 支店表示順 9 支店名カナ 10 支店名検索カナ	11 支店名漢字 12 金融機関郵便 13 金融機関郵便親 14 金融機関郵便子 15 金融機関住所	16 電話番号 17 手形交換所番号 18 本支店開始年月日 19 本支店廃止年月日
業務一覧				
9	1 税目コード1~2 2 業務コード1	3 フラグ領域 4 使用フラグ1~10	5 名称領域 6 名称1~10	7 区分領域 8 区分1~25
端末固有情報				
10	1 開始アドレス 2 終了アドレス	3 固有情報日本語領域 4 日本語項目01~20	5 固有情報英数字領域 6 英数字項目01~20	7 ユーザ日本語項目 8 ユーザ英数字項目
インフォメーション				
11	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 インフォメーションキー 4 レコード区分 5 連番	6 メッセージ 7 揭載開始日 8 揭載終了日 9 毎月掲載開始日 10 毎月掲載終了日	11 揭載曜日区分 12 揭載曜日 13 対象業務 14 書式 15 太字	16 文字サイズ 17 文字色 18 強調 19 更新日 20 予備
共通採番管理				
12	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻	3 番号区分 4 対象年度1~2	5 連番	

	区管理			
13	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 区コード 4 開始日付 5 終了日付 6 自治体コード 7 区名	8 区付き区名 9 区役所名 10 区役所郵便番号 11 区役所所在地 12 代表電話番号 13 区長名 14 内線個人市県民税	15 内線法人市民税 16 内線軽自動車税 17 内線事業所税 18 部課名個人市県民税 19 部課名法人市民税 20 部課名軽自動車税 21 部課名事業所税	22 直通番号個人市県民税 23 直通番号法人市民税 24 直通番号軽自動車税 25 直通番号事業所税 26 予備
	事業所関連宛名			
14	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 個法区分	5 最古宛名コード 6 関連前宛名コード 7 関連宛名履歴番号 8 関連宛名開始事由	9 関連宛名開始異動日 10 関連宛名開始設定日 11 関連宛名終了事由 12 関連宛名終了異動日	13 関連宛名終了設定日 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目
	事業所宛名連絡先			
15	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名税目コード	5 連絡先履歴番号 6 連絡先種別 7 電話番号等 8 電話区分	9 電話優先区分 10 経理担当者等 11 連絡先設定日 12 画面表示保護	13 証明書発行禁止区分 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目
	事業所宛名連絡先			
16	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名区分 5 個法区分 6 宛名税目コード 7 送付先履歴番号 8 関連宛名設定フラグ 9 宛名異動事由 10 送付先設定事由 11 送付先設定異動日 12 送付先設定届出日 13 送付先廃止事由	14 送付先廃止異動日 15 送付先廃止届出日 16 事業所名カナ情報 17 事業所名検索カナ情報 18 事業所名漢字情報 19 支店名カナ情報 20 支店名検索カナ情報 21 支店名漢字情報 22 組織区分 23 組織名表示区分 24 共有者数 25 共有区分 26 代表者宛名コード	27 郵便親番 28 郵便子番 29 集配局コード 30 住所区分 31 住所コード 32 番地コード 33 枝番コード 34 小枝番コード 35 小枝番コード3 36 住所漢字 37 方書漢字 38 部課名漢字 39 産業大分類	40 産業中分類 41 産業小分類 42 画面表示保護 43 合併前自治体コード 44 合併前宛名コード 45 異動担当者 46 更新業務コード 47 区コード 48 ホスト税目コード 49 予備項目 50 利用者予備項目
	事業所宛名送付先履歴			
17	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名区分 5 個法区分 6 宛名税目コード 7 送付先履歴番号 8 関連宛名設定フラグ 9 宛名異動事由 10 送付先設定事由 11 送付先設定異動日 12 送付先設定届出日 13 送付先廃止事由	14 送付先廃止異動日 15 送付先廃止届出日 16 事業所名カナ情報 17 事業所名検索カナ情報 18 事業所名漢字情報 19 支店名カナ情報 20 支店名検索カナ情報 21 支店名漢字情報 22 組織区分 23 組織名表示区分 24 共有者数 25 共有区分 26 代表者宛名コード	27 郵便親番 28 郵便子番 29 集配局コード 30 住所区分 31 住所コード 32 番地コード 33 枝番コード 34 小枝番コード 35 小枝番コード3 36 住所漢字 37 方書漢字 38 部課名漢字 39 産業大分類	40 産業中分類 41 産業小分類 42 画面表示保護 43 合併前自治体コード 44 合併前宛名コード 45 異動担当者 46 更新業務コード 47 区コード 48 ホスト税目コード 49 予備項目 50 利用者予備項目
	個人関連宛名			
18	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 個法区分	5 最古宛名コード 6 関連前宛名コード 7 関連宛名履歴番号 8 関連宛名開始事由	9 関連宛名開始異動日 10 関連宛名開始設定日 11 関連宛名終了事由 12 関連宛名終了異動日	13 関連宛名終了設定日 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目
	個人宛名連絡先			
19	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名税目コード	5 連絡先履歴番号 6 連絡先種別 7 電話番号等 8 電話区分	9 電話優先区分 10 経理担当者等 11 連絡先設定日 12 画面表示保護	13 証明書発行禁止区分 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目

	個人宛名送付先			
20	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名区分 5 個法区分 6 宛名税目コード 7 通称名区分 8 通称名使用区分 9 送付先履歴番号 10 関連宛名設定フラグ 11 宛名異動事由 12 送付先設定事由 13 送付先設定異動日 14 送付先設定届出日	15 送付先廃止事由 16 送付先廃止異動日 17 送付先廃止届出日 18 氏名力ナ情報 19 氏名検索力ナ情報 20 氏名漢字情報 21 名力ナ情報 22 名検索力ナ情報 23 名漢字情報 24 生年月日 25 性別 26 行政区コード 27 小学校区 28 中学校区	29 選挙区 30 郵便親番 31 郵便子番 32 集配局コード 33 住所区分 34 住所コード 35 番地コード 36 枝番コード 37 小枝番コード 38 小枝番コード3 39 住所漢字 40 方書漢字 41 画面表示保護 42 国籍コード	43 在留資格 44 宛名整理コード 45 合併前自治体コード 46 合併前宛名コード 47 視覚障害者区分 48 異動担当者 49 更新業務コード 50 区コード 51 ホスト税目コード 52 住民区分 53 予備項目 54 利用者予備項目
	個人宛名送付先履歴			
21	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名区分 5 個法区分 6 宛名税目コード 7 通称名区分 8 通称名使用区分 9 送付先履歴番号 10 関連宛名設定フラグ 11 宛名異動事由 12 送付先設定事由 13 送付先設定異動日 14 送付先設定届出日	15 送付先廃止事由 16 送付先廃止異動日 17 送付先廃止届出日 18 氏名力ナ情報 19 氏名検索力ナ情報 20 氏名漢字情報 21 名力ナ情報 22 名検索力ナ情報 23 名漢字情報 24 生年月日 25 性別 26 行政区コード 27 小学校区 28 中学校区	29 選挙区 30 郵便親番 31 郵便子番 32 集配局コード 33 住所区分 34 住所コード 35 番地コード 36 枝番コード 37 小枝番コード 38 小枝番コード3 39 住所漢字 40 方書漢字 41 画面表示保護 42 国籍コード	43 在留資格 44 宛名整理コード 45 合併前自治体コード 46 合併前宛名コード 47 視覚障害者区分 48 異動担当者 49 更新業務コード 50 区コード 51 ホスト税目コード 52 住民区分 53 予備項目 54 利用者予備項目
	特宛人			
22	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名税目コード	5 宛名個法区分 6 特定宛先人区分 7 特定宛先人コード 8 特定宛先人個法区分	9 特定宛先人SEQ 10 特定宛先人設定日 11 特定宛先人廃止日 12 開始年度	13 終了年度 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目
	世帯関連			
23	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 世帯コード 4 世帯員宛名コード	5 続柄コード 6 世帯増事由 7 世帯増異動日 8 世帯増届出日	9 世帯減事由 10 世帯減異動日 11 世帯減届出日 12 異動担当者	13 予備項目 14 利用者予備項目
	宛名通番管理			
24	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 通番管理キー 4 基本宛名終番	5 住登外宛名終番 6 共有者宛名終番 7 事業所宛名終番 8 外国人宛名終番	9 外国人世帯終番 10 納税組合終番 11 口座整理番号終番 12 ユーザ終番1～3	13 異動担当者 14 予備項目 15 利用者予備項目
	口座			
25	1 共通領域1 2 タイムスタンプ日付 3 タイムスタンプ時刻 4 宛名コード 5 宛名税目コード 6 口座履歴番号 7 振替口座領域 8 口座申込年月日 9 口座開始年月日 10 口座申込入力日 11 口座申込整理番号	12 口座解約異動事由 13 口座解約年月日 14 口座解約入力日 15 口座解約整理番号 16 金融機関コード 17 口座種別 18 口座番号 19 口座名義人人力ナ 20 口座名義人漢字 21 口座電話番号 22 納付種別	23 口振通知済 24 口振済通知出力区分 25 還付口座領域 26 還付申込年月日 27 還付開始年月日 28 還付申込入力日 29 還付申込整理番号 30 還付解約異動事由 31 還付解約年月日 32 還付解約入力日 33 還付解約整理番号	34 還付金融機関コード 35 還付用口座種別 36 還付用口座番号 37 還付口座名義人人力ナ 38 還付口座名義人漢字 39 還付口座電話番号 40 共通領域2 41 口座履歴有無 42 異動担当者 43 予備項目 44 利用者予備項目
	口座履歴			
26	1 共通領域1 2 タイムスタンプ日付 3 タイムスタンプ時刻 4 宛名コード 5 宛名税目コード 6 口座履歴番号 7 振替口座領域 8 口座申込年月日	9 口座開始年月日 10 口座申込入力日 11 口座申込整理番号 12 口座解約異動事由 13 口座解約年月日 14 口座解約入力日 15 口座解約整理番号 16 金融機関コード	17 口座種別 18 口座番号 19 口座名義人人力ナ 20 口座名義人漢字 21 口座電話番号 22 納付種別 23 口振通知済 24 口振済通知出力区分	25 還付口座領域 26 還付申込年月日 27 還付開始年月日 28 還付申込入力日 29 還付申込整理番号 30 還付解約異動事由 31 還付解約年月日

	組合員			
27	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード	4 組合コード 5 宛名税目コード 6 組合員SEQ	7 加入日 8 脱退日 9 異動担当者	10 予備項目 11 利用者予備項目
	組合情報			
28	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 組合コード	4 組合名称 5 組合種別 6 組合長宛名コード	7 一覧検索キー 8 異動担当者 9 予備項目	10 利用者予備項目
	個人宛名異動累積			
29	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 処理シーケンス 4 異動処理区分 5 宛名コード 6 個人宛名旧情報 7 旧タイムスタンプ日付 8 旧タイムスタンプ時刻 9 旧宛名コード 10 旧宛名区分 11 旧個法区分 12 旧宛名税目コード 13 旧通称名区分 14 旧通称名使用区分 15 旧送付先履歴番号 16 旧関連宛名設定フラグ 17 旧宛名異動事由 18 旧送付先設定事由 19 旧送付先設定異動日 20 旧送付先設定届出日 21 旧送付先廃止事由 22 旧送付先廃止異動日 23 旧送付先廃止届出日 24 旧氏名力ナ情報 25 旧氏名検索力ナ情報 26 旧氏名漢字情報 27 旧名力ナ情報 28 旧名検索力ナ情報 29 旧名漢字情報	30 旧生年月日 31 旧性別 32 旧行政区コード 33 旧小学校区 34 旧中学校区 35 旧選挙区 36 旧郵便親番 37 旧郵便子番 38 旧集配局コード 39 旧住所区分 40 旧住所コード 41 旧番地コード 42 旧枝番コード 43 旧小枝番コード 44 旧小枝番コード3 45 旧住所漢字 46 旧方書漢字 47 旧画面表示保護 48 旧国籍コード 49 旧在留資格 50 旧宛名整理コード 51 旧合併前自治体コード 52 旧合併前宛名コード 53 旧視覚障害者区分 54 旧異動担当者 55 旧更新業務コード 56 旧区コード 57 旧ホスト税目コード 58 旧予備項目	59 旧利用者予備項目 60 個人宛名新情報 61 新タイムスタンプ日付 62 新タイムスタンプ時刻 63 新宛名コード 64 新宛名区分 65 新個法区分 66 新宛名税目コード 67 新通称名区分 68 新通称名使用区分 69 新送付先履歴番号 70 新関連宛名設定フラグ 71 新宛名異動事由 72 新送付先設定事由 73 新送付先設定異動日 74 新送付先設定届出日 75 新送付先廃止事由 76 新送付先廃止異動日 77 新送付先廃止届出日 78 新氏名力ナ情報 79 新氏名検索力ナ情報 80 新氏名漢字情報 81 新名力ナ情報 82 新名検索力ナ情報 83 新名漢字情報 84 新生年月日 85 新性別 86 新行政区コード 87 新小学校区	88 新中学校区 89 新選挙区 90 新郵便親番 91 新郵便子番 92 新集配局コード 93 新住所区分 94 新住所コード 95 新番地コード 96 新枝番コード 97 新小枝番コード 98 新小枝番コード3 99 新住所漢字 100 新方書漢字 101 新画面表示保護 102 新国籍コード 103 新在留資格 104 新宛名整理コード 105 新合併前自治体コード 106 新合併前宛名コード 107 新視覚障害者区分 108 新異動担当者 109 新更新業務コード 110 新区コード 111 新ホスト税目コード 112 新予備項目 113 新利用者予備項目 114 予備項目 115 利用者予備項目
	事業所宛名異動累積			
30	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 処理シーケンス 4 異動処理区分 5 宛名コード 6 事業所宛名旧情報 7 旧タイムスタンプ日付 8 旧タイムスタンプ時刻 9 旧宛名コード 10 旧宛名区分 11 旧個法区分 12 旧宛名税目コード 13 旧送付先履歴番号 14 旧関連宛名設定フラグ 15 旧宛名異動事由 16 旧送付先設定事由 17 旧送付先設定異動日 18 旧送付先設定届出日 19 旧送付先廃止事由 20 旧送付先廃止異動日 21 旧送付先廃止届出日 22 旧事業所名力ナ情報 23 旧事業所名検索力ナ情報 24 旧事業所名漢字情報 25 旧支店名力ナ情報 26 旧支店名検索力ナ情報 27 旧支店名漢字情報 28 旧組織区分	29 旧組織名表示区分 30 旧共有者数 31 旧共有区分 32 旧代表者宛名コード 33 旧郵便親番 34 旧郵便子番 35 旧集配局コード 36 旧住所区分 37 旧住所コード 38 旧番地コード 39 旧枝番コード 40 旧小枝番コード 41 旧小枝番コード3 42 旧住所漢字 43 旧方書漢字 44 旧部課名漢字 45 旧産業大分類 46 旧産業中分類 47 旧産業小分類 48 旧画面表示保護 49 旧合併前自治体コード 50 旧合併前宛名コード 51 旧異動担当者 52 旧更新業務コード 53 旧区コード 54 旧ホスト税目コード 55 旧予備項目 56 旧利用者予備項目	57 事業所宛名新情報 58 新タイムスタンプ日付 59 新タイムスタンプ時刻 60 新宛名コード 61 新宛名区分 62 新個法区分 63 新宛名税目コード 64 新送付先履歴番号 65 新関連宛名設定フラグ 66 新宛名異動事由 67 新送付先設定事由 68 新送付先設定異動日 69 新送付先設定届出日 70 新送付先廃止事由 71 新送付先廃止異動日 72 新送付先廃止届出日 73 新事業所名力ナ情報 74 新事業所名検索力ナ情報 75 新事業所名漢字情報 76 新支店名力ナ情報 77 新支店名検索力ナ情報 78 新支店名漢字情報 79 新組織区分 80 新組織名表示区分 81 新共有者数 82 新共有区分 83 新代表者宛名コード 84 新郵便親番	85 新郵便子番 86 新集配局コード 87 新住所区分 88 新住所コード 89 新番地コード 90 新枝番コード 91 新小枝番コード 92 新小枝番コード3 93 新住所漢字 94 新方書漢字 95 新部課名漢字 96 新産業大分類 97 新産業中分類 98 新産業小分類 99 新画面表示保護 100 新合併前自治体コード 101 新合併前宛名コード 102 新異動担当者 103 新更新業務コード 104 新区コード 105 新ホスト税目コード 106 新予備項目 107 新利用者予備項目 108 予備項目 109 利用者予備項目

	住記運動エラー			
31	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 処理シーケンス 4 処理結果 5 本名レコード 6 本名－タイムスタンプ日付 7 本名－タイムスタンプ時刻 8 本名－宛名コード 9 本名－宛名区分 10 本名－個法区分 11 本名－宛名税目コード 12 本名－送付先履歴番号 13 本名－関連宛名設定フラグ 14 本名－宛名異動事由 15 本名－送付先設定事由 16 本名－送付先設定異動日 17 本名－送付先設定届出日 18 本名－送付先廃止事由 19 本名－送付先廃止異動日 20 本名－送付先廃止届出日 21 本名－氏名力ナ情報 22 本名－氏名検索力ナ情報 23 本名－氏名漢字情報	24 本名－国保資格 25 本名－通称名使用区分 26 本名－住登者区分 27 本名－名力ナ情報 28 本名－名検索力ナ情報 29 本名－名漢字情報 30 本名－通称名区分 31 本名－生年月日 32 本名－性別 33 本名－行政区コード 34 本名－小学校区 35 本名－中学校区 36 本名－選挙区 37 本名－国籍コード 38 本名－在留資格 39 本名－視覚障害者区分 40 本名－宛名整理コード 41 本名－支店名力ナ情報 42 本名－支店名検索力ナ情報 43 本名－支店名漢字情報 44 本名－組織区分 45 本名－組織名表示区分 46 本名－共有者数	47 本名－共有区分 48 本名－代表者宛名コード 49 本名－部課名漢字 50 本名－産業大分類 51 本名－産業中分類 52 本名－産業小分類 53 本名－集配局コード 54 本名－郵便親番 55 本名－郵便子番 56 本名－住所区分 57 本名－住所コード 58 本名－番地コード 59 本名－枝番コード 60 本名－小枝番コード 61 本名－小枝番コード3 62 本名－住所漢字 63 本名－方書漢字 64 本名－画面表示保護 65 本名－更新業務コード 66 本名－合併前自治体コード 67 本名－合併前宛名コード 68 本名－異動担当者 69 本名－区コード	70 本名－予備項目 71 本名－利用者予備項目 72 通称名レコード 73 通称名－氏名力ナ情報 74 通称名－氏名漢字情報 75 世帯レコード 76 世帯－タイムスタンプ日付 77 世帯－タイムスタンプ時刻 78 世帯コード 79 世帯員宛名コード 80 繰柄コード 81 世帯増事由 82 世帯増異動日 83 世帯増届出日 84 世帯減事由 85 世帯減異動日 86 世帯減届出日 87 世帯－異動担当者 88 世帯－予備項目 89 世帯－利用者予備項目
	通知書番号連携			
32	1 調定発生年度 2 課税根拠年度 3 税目コード 4 通知書番号 5 期別 6 申告連番 7 賦課決定通知日 8 宛名コード 9 名寄せコード 10 納期限	11 法定納期限等 12 調定額1～2 13 延滞金調定額 14 不足税額延滞金調定額 15 督促手数料調定額 16 収納額1～2 17 収納延滞金 18 収納督促手数料 19 収納退職所得額 20 還付加算金	21 収納日 22 領収日 23 軽自車種コード 24 軽自標識番号 25 軽自物件番号 26 官公庁フラグ 27 住民税課税区分 28 督促フラグ 29 督促発行日 30 合併元自治体コード	31 現過区分 32 延滞金確定入金フラグ 33 調定区分 34 所有者コード 35 更正理由コード 36 課税区コード 37 異動日 38 作成日
	町コード変換			
33	1 旧町コード 2 区コード1～2	3 新町コード1～2 4 管理区コード1～2	5 変換注意フラグ	
	町コード分割			
34	1 旧町名コード 2 開始番地	3 開始枝番地 4 開始子枝番地	5 終了番地 6 終了枝番地	7 終了子枝番地 8 情報参照区分
	市外住所2			
35	1 住2－都道府県住所コード 2 住2－市区町村住所コード 3 住2－町大字住所コード 4 住2－丁目字住所コード 5 住2－小字通称住所コード 6 住2－郵便番号 7 住2－郵便マーク	8 住2－コントロールホール 9 住2－公称通称区分 10 住2－登録年月 11 住2－都道府県力ナ住所 12 住2－市区町村力ナ住所 13 住2－町大字通称力ナ住所 14 住2－丁目字小字通称力ナ住所	15 住2－都道府県漢字住所 16 住2－市区町村漢字住所 17 住2－町大字通称漢字住所 18 住2－丁目字小字通称漢字住所 19 住2－新郵便番号 20 住2－新郵便マーク 21 住2－字小字フラグ	22 住2－政令指定都市フラグ 23 住2－レコード区分 24 住2－タイムスタンプ－日付 25 住2－タイムスタンプ－時刻

II 個人住民税の賦課に関する事務で使用するデータベース(DB)

個人基本				
1	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 宛名コード 6 宛名区分 7 賦課期日区分 8 性別 9 生年月日 10 世帯コード 11 続柄コード 12 生活保護該当区分 13 本人専従区分 14 事業所家屋敷区分 15 被扶養区分	16 障害者区分 17 寡婦区分 18 寡夫区分 19 個人コメント1~4 20 賦課氏名カナ 21 賦課氏名漢字 22 賦課住所区分 23 賦課住所コード 24 賦課住所番地 25 賦課住所枝番 26 賦課住所小枝番 27 賦課住所 28 賦課住所方書 29 新規フラグ 30 配偶者宛名コード	31 徴収希望 32 納通発送区分 33 納通発送日 34 市申発送区分 35 未申告区分 36 294条通知日 37 通報年月日 38 扶養照会区分 39 扶養照会年月日 40 申告書発送済区分 41 国保加入区分 42 世帯外被扶養区分 43 世帯外扶養情報 44 世帯外扶養区分1~5 45 世帯外扶養宛名コード1~5	46 世帯外扶養氏名1~5 47 合併前自治体コード 48 固有情報 49 更新年月日 50 更新時分 51 更新職員番号 52 課税区 53 賦課住所区コード 54 予備項目数字1~2 55 予備項目漢字1~2 56 予備項目文字1~2 57 家屋敷所得照会年月日 58 年金特徴判定 59 利用者予備項目
個人基本メモ				
2	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 年度 5 宛名コード 6 メモ内容	7 住登地住所コード 8 住登地住所 9 メモ本年度のみ	10 予備項目数字1~2 11 予備項目漢字1~2 12 予備項目文字1~2
賦課				
3	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 宛名コード 6 賦課連番 7 徴収区分 8 賦課レコード状態 9 処理コード 10 更正事由 11 異動年月日 12 済期 13 開始期 14 済月 15 開始月 16 更新年月日 17 更新時分 18 更新職員番号 19 消除区分 20 優先資料区分 21 優先資料番号 22 給与合算区分 23 受給者番号	24 非課税区分 25 控対配 26 配特区分 27 扶養同老人数 28 扶養老人数 29 扶養他人数 30 扶養特定人数 31 障害同特人數 32 障害特人數 33 障害他人数 34 扶障配合区分 35 本人特障 36 本人他障 37 夫あり 38 未成年 39 老年者 40 寡婦一般 41 寡婦特別 42 寡夫 43 勤労学生 44 本人専従 45 事業所家屋敷 46 均等割区分	47 本人希望徵収区分 48 青色申告区分 49 専従配偶者 50 専従他人数 51 生活保護取扱区分 52 次年度市申発送 53 特徴給報資料番号 54 減免率1期~4期 55 減免率隨1~2 56 減免開始日 57 變更納期限1期~4期 58 變更納期限隨1~4 59 確定延滞金計算区分 60 決定日 61 オンライン決定フラグ 62 通知書番号 63 所得控除件数 64 所得控除情報領域 65 所得控除区分001~065 66 所得控除額001~065 67 分離譲渡条文情報領域 68 分離譲渡条文区分1~6 69 分離譲渡条文コード1~6	70 月別情報 71 月割額01~12 72 月別特徴指定番号01~12 73 月別特徴個人番号01~12 74 期別情報 75 期割額1~8 76 警告コード1~6 77 エラーコード1~6 78 予備項目数字1~2 79 予備項目漢字1~2 80 予備項目文字1~2 81 計算値老年者区分 82 減免割合 83 減免理由 84 税移減税区分 85 年金特徴計算 86 年金特徴停止月 87 本徴収停止依頼日 88 扶養年少人數 89 居住年月日 90 住宅特定取得区分 91 利用者予備項目
賦課溢れ				
4	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 年度 5 宛名コード 6 賦課連番	7 徴収区分 8 所得控除情報領域 9 所得控除区分001~100	10 所得控除額001~100 11 予備項目文字1
過年度				
5	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 課税年度 5 宛名コード	6 過年度連番 7 過年度枝番 8 調定年度 9 過年度増分税額 10 過年度納期限	11 過年度通知日 12 變更納期限 13 決定日 14 賦課連番 15 更新年月日	16 更新時分 17 更新職員番号 18 予備項目数字1~2 19 予備項目文字1 20 利用者予備項目
事業所基本				
6	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 特徴指定番号 6 決定日 7 宛名コード 8 報告人數 9 納入書発送区分 10 納通等返送区分	11 納通等返送日 12 納特区分 13 納特開始年月 14 納特終了年月 15 非課税人數 16 普徴区分 17 通知書出力区分 18 個人番号配番区分 19 官公庁区分 20 総括表訂正有無	21 紿報受付日 22 事業所異動事由 23 特徴最終個人番号 24 特徴月別情報 25 特徴月割額01~12 26 特徴月別人員01~12 27 更新年月日 28 更新時分 29 更新職員番号 30 予備項目数字1	31 予備項目数字2 32 月割充当額01~12 33 納税者ID 34 予告通知本年 35 予告通知次年 36 予備項目文字1~2 37 利用者予備項目

	事業所基本メモ			
7	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 年度 5 特徴指定番号 6 メモ内容	7 予備項目数字1~2 8 予備項目漢字1~2 9 予備項目文字1~2	
従業員				
8	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度	5 特徴指定番号 6 特徴個人番号 7 決定日 8 宛名コード	9 賦課連番 10 従業員状態 11 予備項目数字1~2 12 予備項目漢字1~2	13 予備項目文字1~2 14 利用者予備項目
事業所管理				
9	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 特徴指定番号 5 宛名コード 6 予備項目数字1~2	7 予備項目漢字1~2 8 予備項目文字1~2 9 利用者予備項目	
資料				
10	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 資料区分 6 資料番号 7 宛名コード 8 氏名カナ 9 生年月日 10 特徴指定番号 11 特徴個人番号 12 受給者番号 13 控対配 14 配特区分 15 扶養同老人数 16 扶養老人数 17 扶養他人数 18 扶養特定人數 19 障害同特人數 20 障害特人數	21 障害他人数 22 扶障配合区分 23 本人特障 24 本人他障 25 夫あり 26 未成年 27 老年者 28 寡婦一般 29 寡婦特別 30 寡夫 31 勤労学生 32 本人専従 33 事業所家屋敷 34 均等割区分 35 本人希望徴収区分 36 青色申告区分 37 専従配偶者 38 専従他人数 39 生活保護取扱区分 40 次年度市申発送	41 乙欄区分 42 中途就退区分 43 中途就退年月日 44 課税対象外区分 45 電話番号 46 所得控除件数 47 所得控除情報領域 48 所得控除区分001~025 49 所得控除額001~025 50 分離譲渡条文情報領域 51 分離譲渡条文区分1~6 52 分離譲渡条文コード1~6 53 専従者情報 54 専従者生年月日1~5 55 専従者給与額1~5 56 専従者宛名コード1~5 57 配偶者生年月日 58 配偶者宛名コード 59 扶養者情報 60 扶養者生年月日1~7	61 扶養者宛名コード1~7 62 警告コード1~6 63 エラーコード1~6 64 摘要欄存在フラグ 65 更新年月日 66 更新時分 67 更新職員番号 68 特別徴収義務者コード 69 住控対象外区分 70 扶養年少人数 71 年少扶養生年月日1~3 72 年少扶養宛名コード1~3 73 整理番号 74 受付番号 75 居住年月日 76 住宅特定取得区分 77 予備項目文字2 78 利用者予備項目
資料溢れ				
11	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度	5 資料区分 6 資料番号 7 所得控除情報領域 8 所得控除区分001~030	9 所得控除額001~030 10 給報摘要欄 11 予備項目数字1~2 12 予備項目漢字1~2	13 予備項目文字1~2
異動				
12	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 宛名コード 5 更新日付	6 更新時刻 7 課税年度 8 処理コード 9 異動後賦課連番 10 プリントフラグ	11 オンライン決定フラグ 12 決定日 13 更新年月日 14 更新時分 15 更新職員番号	16 予備項目数字1~2 17 予備項目漢字1~2 18 予備項目文字1~2 19 利用者予備項目
システム管理				
13	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 年度 5 番号区分 6 最終区分	7 最終連番 8 DB識別区分 9 予備項目数字1~2	10 予備項目漢字1~2 11 予備項目文字1~2 12 利用者予備項目
被扶養専従者				
14	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 宛名コード	6 履歴連番 7 主宛名コード 8 主世帯コード 9 被扶養専従者区分 10 被扶養区分	11 消除区分 12 被扶養専従異動事由 13 異動年月日 14 更新年月日 15 更新時分	16 更新職員番号 17 予備項目数字1~2 18 予備項目漢字1~2 19 予備項目文字1~2 20 利用者予備項目
退職調定				
15	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 公金日 5 整理番号 6 消除区分 7 連番	8 全件検索キー 9 領収日 10 調定年度 11 課税年度 12 年月分 13 特徴指定番号 14 納付額	15 支払額 16 調定額 17 更正受理日 18 人数 19 市民税額 20 県民税額 21 調定年月日	22 決定フラグ 23 更新年月日 24 更新時分 25 更新職員番号 26 予備項目数字1~2 27 予備項目漢字1~2 28 予備項目文字1~2
事業所資料番号				
16	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度	5 特徴指定番号 6 資料番号 7 更新年月日 8 更新時分	9 更新職員番号 10 予備項目数字1~2 11 予備項目漢字1~2 12 予備項目文字1~2	13 利用者予備項目

税率				
17	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 市民税税率テーブル 6 市民税税率 7 市民税税率課税標準額1～3 8 市民税税率1～3 9 市民税税率速算控除1～3 10 市民税税率テーブル 11 市民税税率 12 市民税税率課税標準額1～3 13 市民税税率1～3 14 市民税税率速算控除1～3 15 住民税均等割テーブル 16 住民税均等割 17 住民税均等割市均等割 18 住民税均等割県均等割 19 住民税均等割非課税限度額 20 住民税均等割調整加算額 21 住民税控除額テーブル 22 住民税控除額基礎控除 23 住民税控除額配偶者控除一般 24 住民税控除額配偶者控除老人 25 住民税控除額扶養控除一般 26 住民税控除額扶養控除老人 27 住民税控除額扶養控除同居老 28 住民税控除額扶養控除同特 29 住民税控除額扶養控除同特加算 30 住民税控除額扶養控除特定 31 住民税控除額扶養控除特定同特 32 住民税控除額障害者控除普通 33 住民税控除額障害者控除特別 34 住民税控除額寡婦控除 35 住民税控除額寡婦加算控除 36 住民税控除額寡夫控除 37 住民税控除額勤労学生控除 38 住民税控除額老年者控除 39 住民税限度額テーブル 40 民税限度額 41 民税限度額生命保険控除額 42 民税限度額一般生命保険控除額 43 民税限度額個人年金分控除額 44 民税限度額損害保険料控除額 45 民税限度額損保短期控除額 46 民税限度額損保長期控除額 47 民税限度額障害者非課税限度額 48 民税限度額未成年非課税限度額 49 民税限度額老年者非課税限度額 50 民税限度額寡婦非課税限度額 51 民税限度額寡夫非課税限度額 52 民税限度額所得割調整基準額 53 民税限度額所得割調整加算額 54 民税限度額老年者控除限度額 55 民税限度額学生控除限度額 56 民税限度額学生控除不労限度額 57 民税限度額寡婦控除所得限度額 58 民税限度額寡婦加算控除所得限度額 59 民税限度額寡夫控除所得限度額 60 民税限度額医療費控除限度額 61 民税限度額配偶特別控除所得額 62 民税限度額配偶特別控除額 63 民税限度額配偶扶養所得限度額 64 民税限度額白專配偶者控除額	65 民税限度額白專その他控除額 66 民税限度額総合譲渡特控限度額 67 民税限度額一時所得特控限度額 68 民税限度額山林所得特控限度額 69 民税限度額特別控除限度額 70 民税限度額級地区分 71 所得税税率テーブル 72 所得税税率 73 所得税税率課税標準額1～7 74 所得税税率税率1～7 75 所得税税率速算控除1～7 76 所得税控除額テーブル 77 所得税控除額 78 所得税控除額基礎控除 79 所得税控除額配偶者控除一般 80 所得税控除額配偶者控除老人 81 所得税控除額扶養控除一般 82 所得税控除額扶養控除老人 83 所得税控除額扶養控除同居老 84 所得税控除額扶養控除同特 85 所得税控除額扶養控除同特加算 86 所得税控除額扶養控除特定 87 所得税控除額扶養控除特定同特 88 所得税控除額障害者控除普通 89 所得税控除額障害者控除特別 90 所得税控除額寡婦控除 91 所得税控除額寡婦加算控除 92 所得税控除額寡夫控除 93 所得税控除額勤労学生控除 94 所得税控除額老年者控除 95 所得税控除額扶養控除年少 96 所得税限度額テーブル 97 所得税限度額 98 所得税限度額生命保険控除額 99 所得税限度額一般生命保険控除額 100 所得税限度額個人年金分控除額 101 所得税限度額損害保険料控除額 102 所得税限度額損保短期控除額 103 所得税限度額損保長期控除額 104 所得税限度額配偶者所得額 105 所得税限度額控対配所得額 106 所得税限度額控対配特最低額 107 所得税限度額配偶特別控除額 108 所得税限度額住宅取得控除額 109 配当控除率テーブル 110 配当控除率 111 配当控除率市民税控除率 112 配当控除率市控除率以下 113 配当控除率市控除率超 114 配当控除率県民税控除率 115 配当控除率県控除率以下 116 配当控除率県控除率超 117 配当控除率所得税控除率 118 配当控除率所得税控除率以下 119 配当控除率所得税控除率超 120 配当控除率境界値 121 外貨建て市民税控除率 122 外貨建て市控除率以下 123 外貨建て市控除率超 124 外貨建て県民税控除率 125 外貨建て県控除率以下 126 外貨建て県控除率超 127 外貨建て所得税控除率 128 外貨建て所得税控除率以下	129 外貨建て所得税控除率超 130 その他市民税控除率 131 その他市控除率以下 132 その他市控除率超 133 その他県民税控除率 134 その他県控除率以下 135 その他県控除率超 136 その他所得税控除率 137 その他所得税控除率以下 138 その他所得税控除率超 139 山林所得税率テーブル 140 山林所得税率 141 山林所得税率課税標準額1～5 142 山林所得税率税率1～5 143 山林所得税率速算控除1～5 144 分離課税税率テーブル 145 分離課税税率超短土地税率 146 分離課税税率超短土地市 147 分離課税税率超短土地県 148 分離課税税率超短土地国 149 分離課税税率土地等税率 150 分離課税税率土地等市 151 分離課税税率土地等県 152 分離課税税率土地等国 153 分離課税税率分短一般税率 154 分離課税税率分短一般市 155 分離課税税率分短一般県 156 分離課税税率分短一般国 157 分離課税税率分短輕減税率 158 分離課税税率分短輕減市 159 分離課税税率分短輕減県 160 分離課税税率分短輕減国 161 分離課税税率分長一般税率 162 分離課税税率分長一般市以下 163 分離課税税率分長一般県以下 164 分離課税税率分長一般国以下 165 分離課税税率分長一般市超 166 分離課税税率分長一般県超 167 分離課税税率分長一般国超 168 分離課税税率分長一般市超 169 分離課税税率分長一般県超 170 分離課税税率分長一般国超 171 分離課税税率分長一般市加算 172 分離課税税率分長一般県加算 173 分離課税税率分長一般国加算 174 分離課税税率分長一般市加算 175 分離課税税率分長一般県加 176 分離課税税率分長一般国加 177 分離課税税率分長一般境界値 178 分離課税税率分長一般境界値 179 分離課税税率分長輕減税率 180 分離課税税率分長輕減市 181 分離課税税率分長輕減県 182 分離課税税率分長輕減国 183 分離課税税率分長特定税率 184 分離課税税率分長特定市以下 185 分離課税税率分長特定県以下 186 分離課税税率分長特定国以下 187 分離課税税率分長特定市超 188 分離課税税率分長特定県超 189 分離課税税率分長特定国超 190 分離課税税率分長特定市加 191 分離課税税率分長特定県加 192 分離課税税率分長特定国加	193 分離課税税率分長特定境界値 194 分離課税税率分長軽課税率 195 分離課税税率分長軽課市以下 196 分離課税税率分長軽課県以下 197 分離課税税率分長軽課國以下 198 分離課税税率分長軽課市超 199 分離課税税率分長軽課県超 200 分離課税税率分長軽課國超 201 分離課税税率分長輕課市加算 202 分離課税税率分長輕課県加算 203 分離課税税率分長輕課國加算 204 分離課税税率分長輕課界値 205 分離課税税率肉壳価額税率 206 分離課税税率肉壳価額市 207 分離課税税率肉壳価額県 208 分離課税税率肉壳価額國 209 分離課税税率有価証券税率 210 分離課税税率有価証券市 211 分離課税税率有価証券県 212 分離課税税率有価証券國 213 分離課税税率商品先物税率 214 分離課税税率商品先物市 215 分離課税税率商品先物県 216 分離課税税率商品先物國 217 均等割輕減額 218 均等割輕減額1～9 219 定率控除テーブル 220 定率控除住民税率 221 定率控除住民税限度額 222 定率控除所得税率 223 定率控除所得税限度額 224 分離課税税率上場株式税率 225 分離課税税率上場株式市 226 分離課税税率上場株式県 227 分離課税税率上場株式國 228 配当割額控除額市按分率分子 229 配当割額控除額市按分率母 230 株謙渡所得割控除額市按分率分子 231 株謙渡所得割控除額市按分率母 232 所得税限度額住宅耐震改修特別控除 233 県均等割内独自加算額 234 民税限度額地震保険控除額 235 民税限度額地震保険分控除額 236 所得税限度額地震保険控除額 237 所得税限度額地震保険分控除額 238 寄附金控除関連 239 寄附金控除適用下限額 240 寄附金控除限度額の率 241 特例控除基準額1～7 242 特例控除率1～7 243 特例控除率級所得マイナス 244 特例控除率土地等事業有 245 特例控除率短期譲渡所得有 246 特例控除率上場株式等有 247 地方自治体寄附金限度率 248 分離課税税率配当所得税率 249 分離課税税率配当所得市 250 分離課税税率配当所得県 251 分離課税税率配当所得國 252 復興特別所得税率 253 消費増税後住宅控除率 254 予備項目文字1～2

納期限			
18	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 区分	6 日付1～12 7 発番一課税権通知 8 発番一住所地照会 9 発番一扶養照会個人 10 発番一扶養照会事業所	11 発番一所得照会 12 発番一事業所 13 発番一家屋敷 14 発番一還付金当初 15 発番一還付金異動
			16 予備項目数字1～2 17 予備項目文字1～2 18 発番一家屋敷所得照会 19 利用者予備項目

異動累積				
19	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 処理年月日	5 処理時刻 6 処理コード 7 操作職員番号 8 宛名コード	9 特徴指定番号 10 課税年度 11 メンテ区分 12 テーブル名	13 処理端末名 14 予備項目 15 異動前 16 異動後
指定番号変換				
20	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 旧自治体コード 5 旧特徴指定番号 6 旧宛名コード	7 課税年度 8 新特徴指定番号 9 新宛名コード	10 更新年月日 11 予備項目
特別徴収対象者情報データ				
21	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 連番 6 レコード区分 7 市町村 8 府県コード 9 市町村コード 10 特別徴収義務者コード 11 通知内容コード 12 予備1～3 13 特別徴収制度コード 14 作成年月日 15 年金保険者用整理番号1 16 年金コード 17 生年月日 18 性別 19 氏名 20 氏名一カナ 21 氏名-SI	22 氏名一漢字 23 氏名-SO 24 住所 25 住所一郵便番号 26 住所一カナ 27 住所-SI 28 住所一漢字 29 住所-SO 30 各種区分 31 処理結果 32 各種年月日 33 金額1～4 34 年金保険者用整理番号2 35 宛名コード 36 宛名コード付番区分 37 文字コード変換後 38 氏名カナ全角-UCS 39 氏名漢字-UCS 40 住所カナ全角-UCS 41 住所漢字-UCS 42 年金保険者用整理番号2-UCS	43 特徴税額通知情報 44 特徴税額通知一作成日 45 特徴税額通知一対象者情報 46 年金特徴予定額10月 47 年金特徴予定額12月 48 年金特徴予定額2月 49 年金特徴予定額4月 50 年金特徴予定額6月 51 年金特徴予定額8月 52 税額通知結果情報 53 税額通知結果一受領日 54 税額通知結果一処理結果 55 徴収結果情報 56 徴収結果一10月受領日 57 徵収結果一10月各種区分 58 徵収結果一12月受領日 59 徵収結果一12月各種区分 60 徵収結果一2月受領日 61 徵収結果一2月各種区分 62 徵収結果一4月受領日 63 徵収結果一4月各種区分	64 徴収結果一6月受領日 65 徴収結果一6月各種区分 66 徴収結果一8月受領日 67 徴収結果一8月各種区分 68 停止通知情報 69 停止通知一作成日 70 停止通知一各種区分 71 停止結果情報 72 停止結果一受領日 73 停止結果一処理結果 74 特定誤りフラグ 75 更新年月日 76 更新時分 77 更新職員番号 78 予備項目数字1～2 79 予備項目漢字1～2 80 予備項目文字1～2 81 利用者予備項目
仮徴収データ				
22	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 宛名コード 6 仮徴収連番 7 処理コード 8 賦課連番	9 消除区分 10 停止事由 11 停止月 12 異動年月日 13 仮徴収金額 14 仮徴収4月 15 仮徴収6月 16 仮徴収8月	17 前年徴収金額 18 前年徴収10月 19 前年徴収12月 20 前年徴収2月 21 依頼年月日 22 決定日 23 当初確定フラグ 24 プリントフラグ	25 更新年月日 26 更新時分 27 更新職員番号 28 予備項目数字1～2 29 予備項目漢字1～2 30 予備項目文字1～2 31 利用者予備項目
請求情報				
23	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 課税年度 5 調定年度 6 宛名コード 7 期別 8 発行連番 9 異動区分	10 電子収納連携情報有無 11 旧OCR情報 12 新OCR上段 13 新OCR下段 14 納付番号 15 確認番号 16 納付合計額 17 納付内容カナ 18 納付内容漢字	19 法定納期限 20 納付期限年月日 21 納付情報適用年月日 22 収納サービス利用拒否区分 23 バーコード情報 24 オンバッヂ区分 25 発行区分 26 発行種別 27 通知年月日	28 請求情報搭載済 29 更新年月日 30 更新時分 31 更新職員番号 32 予備項目数字1～2 33 予備項目漢字1～2 34 予備項目文字1～2 35 利用者予備項目
事業所家屋敷名寄せ				
24	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 年度	4 整理番号 5 宛名コード01～10 6 有効宛名コード件数	7 更新年月日 8 更新時分 9 更新職員番号	10 予備項目数字1～2 11 予備項目文字1

賦課X				
25	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 宛名コード 6 賦課連番 7 徴収区分 8 賦課レコード状態 9 処理コード 10 更正事由 11 異動年月日 12 済期 13 開始期 14 済月 15 開始月 16 更新年月日 17 更新時分 18 更新職員番号 19 消除区分 20 優先資料区分 21 優先資料番号 22 給与合算区分 23 受給者番号 24 非課税区分 25 控対配 26 配特区分 27 扶養同老人数 28 扶養老人数 29 扶養他人数 30 扶養特定人数 31 障害同特人數 32 障害特人數 33 障害他人数 34 扶障配合区分 35 本人特障 36 本人他障 37 夫あり 38 未成年 39 老年者 40 寡婦一般 41 寡婦特別 42 畏夫 43 勤労学生 44 本人専従 45 事業所家屋敷 46 均等割区分 47 本人希望徴収区分 48 青色申告区分 49 専従配偶者 50 専従他人数 51 生活保護取扱区分 52 次年度市申発送 53 特徴給報資料番号 54 減免率1期～4期 55 減免率随1 56 減免率随2 57 減免開始日 58 変更納期限1期～4期 59 変更納期限随1～4 60 確定延滞金計算区分 61 決定日 62 オンライン決定フラグ 63 収入情報 64 給与収入 65 専従給与収入 66 公的年金収入 67 総合雑 68 収入一予備1～3 69 所得情報 70 営業所得 71 農業所得 72 他事業所得 73 不動産所得	106 非課税所得 107 上場株式等譲渡 108 分長譲渡特定居住 109 分離配当所得 110 繰越損失一配当 111 所得一予備5 112 所得一予備6 113 所得一予備7 114 繰越損失一先物取引 115 所得ゼロテーブル 116 所得ゼロコード01～20 117 所得情報一特前 118 総合譲渡一特前 119 一時所得一特前 120 分短一般一特前 121 分短軽減一特前 122 分長一般一特前 123 分長特定一特前 124 分長軽減一特前 125 分長軽課一特前 126 山林所得一特前 127 株式譲渡一特前 128 特前一予備1 129 災害減免額 130 基準所得税額 131 分離譲渡条文領域 132 分短一般一条文 133 分短軽減一条文 134 分長一般一条文 135 分長特定一条文 136 分長軽減一条文 137 分長軽課一条文 138 繰越損失一総所得 139 繰越損失一超短期 140 繰越損失一土地等 141 繰越損失一分短 142 繰越損失一分長 143 繰越損失一山林 144 繰越損失一株式 145 繰越損失一特定居住 146 繰越損失一雜 147 総合譲渡短一特控 148 総合譲渡長一特控 149 政党等寄付金控除等 150 特定支出控除額 151 専従控除合計 152 所得控除情報 153 雜損控除 154 医療費控除 155 社会保険料控除 156 共済等掛金控除 157 寄付金控除 158 一般生保所税控除 159 一般生命保険支払 160 生保険所得税控除 161 個人年金支払 162 損保長期支払 163 損保短期支払 164 生命保険料控除民税入力 165 損害保険控除民税入力 166 配偶特別控除民税入力 167 医療費支払額 168 地震保険料支払額 169 期割充当額1～8 170 人の控除の差の合計 171 所得税控除情報 172 損害保険控除国 173 所得税寄付金控除 174 所得税配特控除 175 住宅取得控除 176 配当控除 177 外国税額控除 178 個人年金所税控除	211 損保短期民税控除 212 地震保険民税控除 213 地震分民税控除 214 住宅特別控除見込額 215 所得控除一予備4 216 住宅特別控除市 217 住宅特別控除県 218 税源移譲控除調整前市 219 税源移譲控除調整前県 220 税源移譲控除調整後市 221 税源移譲控除調整後県 222 適用控除合計 223 本人勤労所得 224 本人不労所得 225 翌年度繰越損失 226 総所得 227 非課税判定所得計 228 課税所得計 229 総所得金額等 230 扶養判定所得計 231 所得情報一繰後 232 超短土地一繰後 233 土地等一繰後 234 分短一般一繰後 235 分短軽減一繰後 236 分長一般一繰後 237 分長特定一繰後 238 分長軽減一繰後 239 分長軽課一繰後 240 山林一繰後 241 譲渡益一繰後 242 退職一繰後 243 商品先物一繰後 244 平均課税情報 245 平均対象額 246 平均調整所得 247 平均特別所得 248 平均平均税率市 249 平均平均税率県 250 平均調整所得市 251 平均調整所得県 252 平均特別所得市 253 平均特別所得県 254 課税標準情報 255 総所得一課標 256 超短土地一課標 257 土地等一課標 258 分短一般一課標 259 分短軽減一課標 260 分長一般一課標 261 分長特定一課標 262 分長軽減一課標 263 分長軽課一課標 264 山林所得一課標 265 証券所得一課標 266 退職所得一課標 267 商品先物一課標 268 上場株式一課標 269 分離配当一課標 270 課標一予備3～6 271 上場株式一繰後 272 算出所得割情報 273 総所得市一算出 274 総所得県一算出 275 超短土地市一算出 276 超短土地県一算出 277 土地等市一算出 278 土地等県一算出 279 分短一般市一算出 280 分短一般県一算出 281 分短軽減市一算出 282 分短軽減県一算出 283 分長一般市一算出	316 差引所得割情報 317 差引所得割市 318 差引所得割県 319 外国税額控除情報 320 外国税額控除市 321 外国税額控除県 322 減免前所得割情報 323 減免前所得割市 324 減免前所得割県 325 減免前均等割情報 326 減免前均等割市 327 減免前均等割県 328 減免決定情報 329 減免所得割市 330 減免所得割県 331 減免均等割市 332 減免均等割県 333 年税額情報 334 年税額 335 年税所得割市 336 年税所得割県 337 年税均等割市 338 年税均等割県 339 特徴税額情報 340 特徴税額 341 特徴所得割市 342 特徴所得割県 343 特徴均等割市 344 特徴均等割県 345 普徴税額情報 346 普徴税額 347 普徴所得割市 348 普徴所得割県 349 普徴均等割市 350 普徴均等割県 351 前納報奨金 352 定率控除所得割市 353 定率控除所得割県 354 通知書番号 355 延滞金1期～4期 356 余白 357 計算値老年者区分 358 月別情報 359 月割額01～12 360 月別特徴指定番号01～12 361 月別特徴個人番号01～12 362 期別情報 363 期割額1～8 364 警告コード1～6 365 エラーコード1～6 366 特徴指定番号 367 特徴個人番号 368 月割充当額01～12 369 生年月日 370 合併前自治体コード 371 個人番号配番用資料番号 372 賦課住所区分 373 賦課住所コード 374 予備項目数字1～2 375 予備項目文字1～2 376 減免割合 377 減免理由 378 税移減税区分 379 利用者予備項目 380 年金特徴追加項目 381 年金特徴計算 382 年金特徴停止月 383 本徴収停止依頼日 384 年金特徴分控除合計 385 年金特徴分人の控除 386 年金特徴税額 387 年金特徴所得割市 388 年金特徴所得割県

74 利子所得	179 損保長期所税控除	284 分長一般県一算出	389 年金特徵均等割市
75 配当所得	180 損保短期所税控除	285 分長特定市一算出	390 年金特徵均等割県
76 投信配当所得	181 投資リース控除	286 分長特定県一算出	391 支払回数割4月
77 雜所得	182 耐震改修特別控除	287 分長軽減市一算出	392 支払回数割6月
78 一時所得一特後	183 地震保険控除国	288 分長軽減県一算出	393 支払回数割8月
79 総短所得一特後	184 電子証明書等特別控除	289 分長軽課市一算出	394 支払回数割10月
80 総長所得一特後	185 住宅特別控除可能額	290 分長軽課県一算出	395 支払回数割12月
81 譲渡一時所得	186 還付金額	291 山林所得市一算出	396 支払回数割2月
82 超短土地所得	187 調整控除市	292 山林所得県一算出	397 寄附金控除関連
83 土地等所得	188 調整控除県	293 肉壳価額市一算出	398 地方自治体寄附金
84 分短一般一特後	189 配当割額控除額	294 肉壳価額県一算出	399 県指定寄附金支払
85 分短軽減一特後	190 株式等譲渡所得割額控除額	295 証券所得市一算出	400 市指定寄附金支払
86 分長一般一特後	191 配偶者合計所得	296 証券所得県一算出	401 日赤等寄附金支払
87 分長特定一特後	192 差引所得税額	297 退職所得市一算出	402 寄附金控除市
88 分長軽減一特後	193 所得税額	298 退職所得県一算出	403 寄附金控除県
89 分長軽課一特後	194 紿与所得	299 商品先物市一算出	404 普徵変更前年特所得割市
90 山林所得一特後	195 公の年金所得	300 商品先物県一算出	405 普徵変更前年特所得割県
91 退職所得	196 適用控除情報	301 上場株式市一算出	406 普徵変更前年特均等割市
92 譲渡益	197 生命保険料控除	302 上場株式県一算出	407 普徵変更前年特均等割県
93 外貨建て証券投信	198 障害者控除	303 65歳以上特例額市	408 年金特徵分期割額1~8
94 その他証券投信	199 老年者控除	304 65歳以上特例額県	409 分離配当一線後
95 商品先物取引	200 寡婦控除	305 配当割額控除額市	410 分離配当市一算出
96 変動所得	201 寡夫控除	306 配当割額控除額県	411 分離配当県一算出
97 臨時所得	202 勤労学生控除	307 株譲渡所得割額控除額市	412 新生命保険支払
98 変超所得	203 配偶者控除	308 株譲渡所得割額控除額県	413 介護医療保険支払
99 変動臨時前年	204 配偶特別控除	309 控除不足額市	414 新個人年金支払
100 変動臨時前前年	205 扶養控除	310 控除不足額県	415 所得控除予備07~20
101 免税所得	206 基礎控除	311 配当控除市	416 居住年月日
102 肉牛壳却所得	207 一般生保民税控除	312 配当控除県	417 住宅特定取得区分
103 肉牛壳却価額	208 個人年金民税控除	313 所得割調整情報	418 仮徵収存在
104 国外配当	209 損害保険民税控除	314 所得割調整市	419 扶養年少人数
105 少額配当所得	210 損保長期民税控除	315 所得割調整県	420 予備項目数字02~03

資料X				
26	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 資料区分 6 資料番号 7 宛名コード 8 氏名力ナ 9 生年月日 10 特徴指定番号 11 特徴個人番号 12 受給者番号 13 控対配 14 配特区分 15 扶養同老人数 16 扶養老人数 17 扶養他人数 18 扶養特定人數 19 障害同特人數 20 障害特人數 21 障害他人数 22 扶障配合区分 23 本人特障 24 本人他障 25 夫あり 26 未成年 27 老年者 28 寡婦一般 29 寡婦特別 30 寡夫 31 勤労学生 32 本人専従 33 事業所家屋敷 34 均等割区分 35 本人希望徵収区分 36 青色申告区分 37 専従配偶者 38 専従他人数 39 生活保護取扱区分 40 次年度市申発送 41 乙欄区分 42 中途就退区分 43 中途就退年月日 44 課税対象外区分 45 収入情報 46 給与収入 47 専従給与収入 48 公的年金収入 49 総合雑 50 収入一予備1~3 51 所得情報 52 営業所得 53 農業所得 54 他事業所得 55 不動産所得 56 利子所得 57 配当所得	58 投信配当所得 59 雜所得 60 一時所得一特後 61 総短所得一特後 62 総長所得一特後 63 超短土地所得 64 土地等所得 65 分短一般一特後 66 分短軽減一特後 67 分長一般一特後 68 分長特定一特後 69 分長軽減一特後 70 分長軽課一特後 71 山林所得一特後 72 退職所得 73 讓渡益 74 外貨建て証券投信 75 その他証券投信 76 商品先物取引 77 変動所得 78 臨時所得 79 変超所得 80 変動臨時前年 81 変動臨時前前年 82 免税所得 83 肉牛壳却所得 84 肉牛壳却価額 85 国外配当 86 少額配当所得 87 非課税所得 88 所得税利子所得 89 所得税所得額合計 90 所得額合計民税入力 91 上場株式等譲渡 92 分長譲渡特定居住 93 分離配当所得 94 繰越損失一配当 95 地方自治体寄附金 96 県指定寄附金支払 97 市指定寄附金支払 98 日赤等寄附金支払 99 繰越損失一先物取引 100 所得ゼロコード一 101 所得ゼロコード01~20 102 特控情報 103 総合譲渡一特控 104 総合譲渡短一特控 105 総合譲渡長一特控 106 一時所得一特控 107 分短一般一特控 108 分短軽減一特控 109 分長一般一特控 110 分長特定一特控 111 分長軽減一特控 112 分長軽課一特控 113 山林所得一特控 114 株式譲渡一特控	115 特控一予備1 116 災害減免額 117 基準所得税額 118 分離譲渡条文領域 119 分短一般一条文 120 分短軽減一条文 121 分長一般一条文 122 分長特定一条文 123 分長軽減一条文 124 分長軽課一条文 125 繰越損失一総所得 126 繰越損失一超短期 127 繰越損失一土地等 128 繰越損失一分短 129 繰越損失一分長 130 繰越損失一山林 131 繰越損失一株式 132 繰越損失一特定居住 133 繰越損失一雑 134 政党等寄付金控除等 135 特定支出控除額 136 専従控除合計 137 所得控除情報 138 雜損控除 139 医療費控除 140 社会保険料控除 141 共済等掛金控除 142 寄付金控除 143 一般生命保険支払 144 生保険所得税控除 145 個人年金支払 146 損保長期支払 147 損保短期支払 148 一般生保所税控除 149 生命保険料控除民税入力 150 損害保険控除民税入力 151 配偶特別控除民税入力 152 医療費支払額 153 住民税控除計入力 154 住民税控除計算値 155 住民税所得合計計算値 156 地震保険料支払額 157 新生命保険支払 158 介護医療保険支払 159 新個人年金支払 160 控除一予備5~6 161 住宅特別控除計算値 162 住宅特別控除見込額 163 寄附金共同募金会日赤部分 164 所得税控除情報 165 損害保険控除国 166 所得税寄付金控除 167 所得税配特控除 168 住宅取得控除 169 配当控除 170 外国税額控除 171 個人年金所税控除	172 損保長期所税控除 173 損保短期所税控除 174 投資リース控除 175 耐震改修特別控除 176 地震保険控除国 177 電子証明書等特別控除 178 住宅特別控除可能額 179 配当割額控除額 180 株式等譲渡所得割額控除額 181 損害金額 182 損害補てん金額 183 災害関連支出 184 配偶者合計所得 185 前職給与収入 186 前職社会保険料控除 187 給与所得入力値 188 所得額合計入力値 189 所得税控除計入力 190 差引所得税額 191 外国税額控除市 192 外国税額控除県 193 給与所得 194 公的年金所得 195 所得税額 196 所得税所得金額合計 197 所得税控除合計 198 専従者情報 199 扶養者生年月日1~7 200 扶養者宛名コード1~7 201 扶養者控除額1~7 202 給報摘要欄 203 警告コード1~6 204 エラーコード1~6 205 今回入力フラグ 206 総所得 207 総所得一課標 208 余白 209 徵収区分 210 読替氏名力ナ 211 町丁目コード 212 濁点取り氏名力ナ 213 名力ナ 214 前年度宛名コード 215 警告区分 216 電話番号 217 特別徵収義務者コード 218 住控対象外区分 219 扶養年少人數 220 年少扶養生年月日1~3 221 年少扶養宛名コード1~3 222 整理番号 223 受付番号 224 予備項目文字2 225 補記転記コード1~6 226 居住年月日 227 住宅特定取得区分 228 利用者予備項目

III 軽自動車税の賦課に関する事務で使用するデータベース(DB)

軽自物件課税				
1	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備1 4 キー 5 調定年度 6 課税年度 7 物件番号 8 履歴連番 9 車種コード 10 標識NO－漢字 11 検索用標識NO 12 現所有者関係 13 受付連番 14 受付連番－年度 15 受付連番－連番 16 納税義務者個法区分 17 納税義務者コード 18 運転者区分	19 所有者使用者コード 20 所有者使用者名情報 21 定置場 22 軽自情報 23 車名コード 24 車名 25 車台番号 26 特例区分 27 排気量 28 排気量－内燃 29 排気量－電気 30 年式 31 認定番号 32 原動機番号 33 色コード 34 型式 35 課税保留 36 課税保留－区分	37 課税保留－開始日 38 課税保留－終了日 39 届け出年月日 40 登録コード 41 廃車年月日 42 廃車事由 43 ナンバ返還有無 44 非課税区分 45 異動 46 異動事由 47 異動年月日 48 異動時間 49 新旧区分 50 異動連番 51 納税証明書 52 転通出力回数 53 転通年月日 54 課税額	55 調定年月日 56 納期限年月日 57 納税通知書番号 58 納税通知書番号区分 59 過年度期別 60 収納用更正事由 61 前年度非課税区分 62 合併前自治体コード 63 異動担当者 64 更新区分 65 担当区コード 66 台帳管理元区コード 67 電子申告入力区分 68 予備項目 69 利用者予備項目
軽自番号管理				
2	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 レコード区分 5 年度 6 予備1～2	7 項目1～3 8 異動担当者 9 予備項目	10 利用者予備項目
軽自メモ				
3	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 キー 5 調定年度 6 課税年度	7 物件番号 8 情報 9 メモ情報	10 異動担当者 11 予備項目 12 利用者予備項目
軽自履歴				
4	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備1 4 キー 5 調定年度 6 課税年度 7 物件番号 8 履歴連番 9 車種コード 10 標識NO－漢字 11 検索用標識NO 12 現所有者関係 13 受付連番 14 受付連番－年度 15 受付連番－連番 16 納税義務者個法区分 17 納税義務者コード 18 運転者区分	19 所有者使用者コード 20 所有者使用者名情報 21 定置場 22 軽自情報 23 車名コード 24 車名 25 車台番号 26 特例区分 27 排気量 28 排気量－内燃 29 排気量－電気 30 年式 31 認定番号 32 原動機番号 33 色コード 34 型式 35 課税保留 36 課税保留－区分	37 課税保留－開始日 38 課税保留－終了日 39 届け出年月日 40 登録コード 41 廃車年月日 42 廃車事由 43 ナンバ返還有無 44 非課税区分 45 異動 46 異動事由 47 異動年月日 48 異動時間 49 新旧区分 50 異動連番 51 納税証明書 52 転通出力回数 53 転通年月日 54 課税額	55 調定年月日 56 納期限年月日 57 納税通知書番号 58 納税通知書番号区分 59 過年度期別 60 収納用更正事由 61 前年度非課税区分 62 合併前自治体コード 63 異動担当者 64 更新区分 65 担当区コード 66 台帳管理元区コード 67 電子申告入力区分 68 予備項目 69 利用者予備項目
軽自パラメータ				
5	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 調定年度 5 調定年月日 6 納期限年月日	7 過年度1～5 8 異動担当者 9 予備項目	10 利用者予備項目
軽自税率				
6	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 キー 5 課税年度 6 特例区分	7 税率領域 8 車種コード01～14 9 税率01～14	10 異動担当者 11 予備項目 12 利用者予備項目

軽自異動累積				
7	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備1 4 キー 5 調定年度 6 課税年度 7 物件番号 8 履歴連番 9 車種コード 10 標識NO－漢字 11 検索用標識NO 12 現所有者関係 13 受付連番 14 受付連番－年度 15 受付連番－連番 16 納税義務者個法区分 17 納税義務者コード 18 運転者区分	19 所有者使用者コード 20 所有者使用者名情報 21 定置場 22 軽自情報 23 車名コード 24 車名 25 車台番号 26 特例区分 27 排気量 28 排気量－内燃 29 排気量－電気 30 年式 31 認定番号 32 原動機番号 33 色コード 34 型式 35 課税保留 36 課税保留－区分	37 課税保留－開始日 38 課税保留－終了日 39 届け出年月日 40 登録コード 41 廃車年月日 42 廃車事由 43 ナンバ返還有無 44 非課税区分 45 異動 46 異動事由 47 異動年月日 48 異動時間 49 新旧区分 50 異動連番 51 納税証明書 52 転通出力回数 53 転通年月日 54 課税額	55 調定年月日 56 納期限年月日 57 納税通知書番号 58 納税通知書番号区分 59 過年度期別 60 収納用更正事由 61 前年度非課税区分 62 合併前自治体コード 63 異動担当者 64 更新区分 65 担当区コード 66 台帳管理元区コード 67 電子申告入力区分 68 行番号 69 予備項目 70 利用者予備項目
標識コード変換				
8	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 キー 5 車種コード 6 標識－記号	7 標識情報領域 8 標識－標識 9 異動担当者	10 予備項目 11 利用者予備項目
軽自イメージ管理				
9	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 イメージ管理番号 5 物件番号 6 登録日	7 イメージ備考 8 異動担当者 9 予備項目	10 利用者予備項目
軽自MPN連携				
10	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 行番号 4 税目コード 5 課税根拠年度 6 調定発生年度 7 通知書番号 8 期別	9 異動区分 10 電子収納連携情報有無 11 旧OCR情報 12 新OCR上段 13 新OCR下段 14 納付番号 15 確認番号 16 納付合計額	17 利用者名カナ 18 調定年月日 19 法定納期限 20 納付期限年月日 21 収納サービス利用拒否区分 22 バーコード 23 発行連番 24 物件番号	25 納税義務者コード 26 車種コード 27 標識NO－漢字 28 異動担当者 29 予備項目 30 利用者予備項目
軽自合算調定				
11	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 税目コード 4 課税根拠年度	5 調定発生年度 6 通知書番号 7 期別 8 合算課税額	9 調定年月日 10 納付期限年月日 11 納税義務者コード 12 予備項目	13 利用者予備項目

IV 事業所税の賦課に関する事務で使用するデータベース(DB)

事業所税システム管理				
1	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 識別キー 4 調定年度	5 基本情報 6 調定情報 7 調定年月 8 調定区分	9 金額情報 10 事業所税予算額 11 基準税額 12 予備項目	13 利用者予備項目
事業所税申告義務者				
2	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 基本情報 5 市内支店宛名コード 6 本店担当課 7 支店担当課 8 申告義務者の備考 9 翌年向け算定期間情報	10 算定期間開始日 11 算定期間終了日 12 申告種別コード 13 決算期 14 決算期変更月割数 15 特殊関係情報 16 特殊関係宛名コード1～5 17 異動情報 18 異動事由コード	19 状態コード 20 同封書類情報 21 同封区分1～5 22 別表情報 23 別表1枚数 24 別表2枚数 25 別表3枚数 26 別表4枚数 27 合併市町村情報	28 合併元自治体コード01～30 29 更新情報 30 異動担当者 31 処理日 32 排他制御 33 予備項目 34 利用者予備項目
事業所税算定期間				
3	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 算定期間開始日 5 算定期間終了日 6 申告種別コード 7 決算期	8 決算期変更月割数 9 特殊関係情報 10 特殊関係宛名コード1～5 11 異動情報 12 異動事由コード 13 状態コード 14 同封書類情報	15 同封区分1～5 16 別表情報 17 別表1枚数 18 別表2枚数 19 別表3枚数 20 別表4枚数 21 合併市町村情報	22 合併元自治体コード01～30 23 更新情報 24 異動担当者 25 処理日 26 排他制御 27 予備項目 28 利用者予備項目
事業所税申告書				
4	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 算定期間開始日 5 算定期間終了日 6 申告種別コード 7 申告等年月日 8 申告等区分 9 自治体コード 10 事業分情報 11 資産割情報 12 全年事業所床面積 13 月割事業所床面積 14 全年非課税床面積 15 月割非課税床面積 16 全年控除床面積 17 月割控除床面積 18 全年課税標準床面積 19 月割課税標準床面積 20 合計課税標準床面積 21 資産割額 22 申告済資産割額 23 差引資産割額 24 従業者割情報 25 従業者給与総額 26 非課税給与総額 27 控除給与総額 28 課税標準給与総額 29 従業者割額 30 申告済従業者割額 31 差引従業者割額 32 差引事業所税額 33 事業分申告の備考 34 事業分更正決定理由1～4 35 事業分更正通知日	36 新増設分情報 37 建築日 38 新築増築等区分 39 家屋所在地 40 家屋名称 41 家屋用途1 42 家屋用途2 43 棟数 44 新増設床面積 45 新増設非課税床面積 46 新増設控除床面積 47 新増設課税標準 48 新増設事業所税額 49 新増設徴収猶予金額 50 新増設申告済事業所税額 51 新増設差引事業所税額 52 新増設非課税情報 53 新増設非課税コード1～4 54 新増設非課税床面積1～4 55 新増設非課税床面積合計 56 新増設特例情報 57 新増設特例コード1～4 58 新増設特例対象床面積1～4 59 新増設特例割合分子1～4 60 新増設特例割合分母1～4 61 新増設特例控除床面積1～4 62 新増設特例控除床面積合計 63 新増設分更正通知日 64 新増設分更正決定理由1～4 65 減免申請情報 66 減免申請日 67 事業分減免情報 68 資産割減免情報 69 資産割減免対象床面積1～2 70 資産割減免事由1～2	71 資産割減免割合分子1～2 72 資産割減免割合分母1～2 73 資産割減免額1～2 74 従業者割減免情報 75 従業者割減免対象給与総額1～2 76 従業者割減免事由1～2 77 従業者割減免割合分子1～2 78 従業者割減免割合分母1～2 79 従業者割減免額1～2 80 事業分減免額合計 81 新増分減免情報 82 新増分減免対象床面積1～2 83 新増分減免事由1～2 84 新増分減免割合分子1～2 85 新増分減免割合分母1～2 86 新増分減免額1～2 87 新増分減免額合計 88 減免通知日 89 調定情報 90 調定年度 91 調定年月 92 調定区分 93 現年過年区分 94 資産割調定額 95 従業者割調定額 96 事業分調定額 97 新増設調定額 98 資産割還付額情報 99 資割当年歳入現 100 資割当年歳入過 101 資割前年歳入現 102 資割前年歳入過 103 資割歳出現 104 資割歳出過 105 従業者割還付額情報	106 従割当年歳入現 107 従割当年歳入過 108 従割前年歳入現 109 従割前年歳入過 110 従割歳出現 111 従割歳出過 112 新増設還付額情報 113 新増設当年歳入現 114 新増設当年歳入過 115 新増設前年歳入現 116 新増設前年歳入過 117 新増設歳出現 118 新増設歳出過 119 納期限 120 本来納期限 121 法定納期限 122 指定納期限 123 税額更正件数 124 収納消込キ一 125 収賦課年度 126 収課税年度 127 収税目 128 収通知書番号 129 収事業年度開始日 130 収申告種別コード 131 収申告区分 132 収内部SEQ 133 収予備 134 収自治体識別コード 135 更新情報 136 異動担当者 137 処理日 138 排他制御 139 予備項目 140 利用者予備項目

事業所税額更正				
5	1 タイムスタンプ日付	13 元賦課年度	25 調定区分	37 収納調定更正日
	2 タイムスタンプ時刻	14 元課税年度	26 歳入歳出区分	38 収納処理日
	3 宛名コード	15 元税目	27 更正前税額	39 税額更正余白
	4 算定期間開始日	16 元通知書番号	28 更正前資産割額	40 更新情報
	5 算定期間終了日	17 元事業年度開始日	29 更正前従業者割額	41 異動担当者
	6 申告種別コード	18 元申告種別コード	30 更正前新增設額	42 処理日
	7 申告等年月日	19 元申告区分	31 更正後税額	43 排他制御
	8 申告等区分	20 元内部SEQ	32 更正後資産割額	44 予備項目
	9 自治体コード	21 元予備	33 更正後従業者割額	45 利用者予備項目
	10 更正連番	22 元自治体識別コード	34 更正後新增設額	
	11 更正元情報	23 更正結果情報	35 収納出力情報	
	12 更正元消込キー	24 調定年月	36 収納処理区分	

【Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)・別紙1】

特定個人情報提供先1（情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先）一覧

No.	提供先 ※情報照会者	法令上の根拠 ※番号法第19条第7項 別表第2の項番	提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	8	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事 又は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先 ※情報照会者	法令上の根拠 ※番号法第19条第7項 別表第2の項番	提供先における用途
13	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	都道府県知事	28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	厚生労働大臣又は共済組合等	29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	厚生労働大臣又は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先 ※情報照会者	法令上の根拠 ※番号法第19条第7項 別表第2の項番	提供先における用途
26	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	地方公務員共済組合又は 全国市町村職員共済組合 連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	都道府県知事	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
31	都道府県知事又は 市町村長	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	都道府県知事等	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	厚生労働大臣又は 都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は 都道府県知事	71	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	市町村長(児童手当法 第十七条第一項の表の 下欄に掲げる者を含 む。)	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	後期高齢者医療広域連 合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先 ※情報照会者	法令上の根拠 ※番号法第19条第7項 別表第2の項番	提供先における用途
39	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	農林漁業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	独立行政法人農業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先 ※情報照会者	法令上の根拠 ※番号法第19条第7項 別表第2の項番	提供先における用途
52	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

【Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)・別紙2】

特定個人情報移転先1 一覧

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1に定める事務所管課)

No.	移転先 ※対象事務所管課	移転先における 事務概要	番号法第9条第1項 別表第1における規定事項	
			項目番	事務
1	福祉部 福祉総務課	生活保護関係事務	15	生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		中国残留邦人等に係る福祉関係事務	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「中国残留邦人等支援給付」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	福祉部 こども未来課	児童扶養手当関係事務	37	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		母子・父子家庭、寡婦に係る福祉関係事務	43	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
		母子・父子家庭、寡婦に係る福祉関係事務	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
		母子・父子家庭、寡婦に係る福祉関係事務	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		児童手当関係事務	56	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		子育て支援関係事務	94	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	福祉部 児童相談所	児童福祉関係事務	7	児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施若しくは措置、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	福祉部 保育課	児童福祉関係事務	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		子育て支援関係事務	94	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	移転先 ※対象事務所管課	移転先における 事務概要	番号法第9条第1項 別表第1における規定事項	
			項目番	事務
5	福祉部 障がい福祉課	児童福祉関係事務	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		特別児童扶養手当関係事務	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		障害児福祉手当関係事務	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		障がい者福祉関係事務	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	福祉部 介護保険課	介護保険関係事務	68	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	福祉部 保険年金課	国民健康保険関係事務	30	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		後期高齢者医療関係事務	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	保健衛生部 保健所 保健管理課	予防接種関係事務	10	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
			70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	保健衛生部 保健所 健康増進課	児童福祉関係事務	7	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施若しくは措置、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
			49	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		健康増進事業	76	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
			84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	移転先 ※対象事務所管課	移転先における 事務概要	番号法第9条第1項 別表第1における規定事項	
			項目番	事務
12	財務部 債権管理課	地方税徴収関係 事務	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による 地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に關 する事務であって主務省令で定めるもの
13	財務部 市税事務所 納税課	地方税徴収関係 事務	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による 地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に關 する事務であって主務省令で定めるもの

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税賦課ファイル 2. 軽自動車税賦課ファイル 3. 事業所税賦課ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1. 事務における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事務における申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、個人番号カードまたは通知カード若しくは身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 他団体から提供を受けた情報については、基本4情報の内容を照合し、本市の課税対象者であることを確認している。 個人住民税及び事業所税関係事務においては、各種申告対象者について、白紙の申告書等を本人に對して送付することで、対象者以外の情報入手を防止する。 <p>2. 市民税オンラインシステムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、汎用連携データベースシステムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 他の各業務システムとは専用回線で接続されており、アクセス権限が付与された範囲での利用が許可されている。これにより、他システムからの情報入手を抑制している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1. 事務における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、その記載内容は法令等に定める項目とし、不必要的情報は入手できないようにしている。 個人番号カード、または通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 他団体から情報提供をうける場合は、当該情報のみを記載する書式としており、不必要的情報は入手できない。 <p>2. 市民税オンラインシステムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務ごとにシステム内の情報へのアクセス範囲を制限し、不必要的情報の入手を抑制している。 対象事務を行う上で必要な情報以外は入力できないようシステム的に担保されている。 他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、汎用連携データベースシステムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 他の各業務システムとは専用回線で接続されており、アクセス権限が付与された範囲での利用が許可されている。これにより、他システムからの情報入手を抑制している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1. 事務における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード、または通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・申請書等への記載を求める場合、若しくは調査又は照会等を行う際は、利用目的、根拠法令等を示した上で実施している。 ・事業所税においては、申告の前段階で、白紙の申告書等を本人に対して送付することで、対象者以外の情報入手を防止する。また、法令で定められた記載心得を裏面に載せることで、適正な申告が行われるよう配慮している。 <p>2. 市民税オンラインシステムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存し、その操作閲覧履歴の点検を所属長が職員へ年2回実施することで、職員の不正の抑止及び不正の発見とセキュリティ意識の向上を図り、不適切な方法での情報入手を防止する。 ・他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、汎用連携データベースシステムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 ・他の各業務システムとは専用回線で接続されており、アクセス権限が付与された範囲での利用が許可されている。これにより、他システムからの情報入手を抑制している。 ・不適切な方法で情報が入手された場合は、特定個人情報取扱手順書を順守し対応する。また、職員等に対し、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、法令、内部規程等に基づき厳正に対処する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク						
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード、または通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守する。					
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。					
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員にて収集し、真正性を確認した情報に基づいて、適宜職権で修正することで、正確性を確保している。 ・情報の修正等を行う際は、職員によるダブルチェックを行う。 					
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務における措置 ・申請書等の紙媒体については、定められた保管場所で施錠管理を行う。 2. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・他の各業務システムとは専用回線で接続されており、アクセス権限が付与された範囲での利用が許可されている。これにより、接続システム外への漏えい・紛失を防いでいる。 3. 宛名システム、汎用連携DBシステムにおける措置 ・システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっている。また、接続された特定機器のみとの通信とすることで、接続システム外への漏えい・紛失を防いでいる。 4. 団体内統合宛名システムにおける措置 ・団体内統合宛名システムは、中間サーバーや既存業務システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 ・団体内統合宛名システムと団体内統合宛名システム接続端末間の通信を暗号化し、漏えい・紛失を防いでいる。 					
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<p>1. 宛名システムにおける措置 宛名システムで管理する特定個人情報は、利用する既存業務毎にアクセス制御を行う。</p> <p>2. 団体内統合宛名システムにおける措置 団体内統合宛名システムでは、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ設定しており、設定を超えた範囲の情報を入手することは、不可能である。また、システム連携する既存業務システムごとにアクセス制御も行う。</p>
------------------	--

事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・府内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。</p> <p>2. 汎用連携DBシステムにおける措置 ・情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、移転する情報以外の情報利用はできない。</p>
--------------------------	---

他の措置の内容

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・システムを利用する端末は、当該職員個人のIDとパスワード及び手のひら静脈認証システムによる認証を行っている。</p> <p>・システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。</p> <p>・システムへログインするには、本市の職員ポータルシステムを経由する必要がある。職員ポータルシステムは、職員登録された者でなければ利用できない。このため、職員でない者が市民税オンラインシステムへアクセスすることはできない。</p> <p>・認証に使用するパスワードは、1年に1回変更する運用を行っている。</p>

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
-----------------	--

具体的な管理方法	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 (1)発効管理 ・正規職員については、人事情報に基づきアクセス権限を設定する。</p> <p>・非正規職員については、業務所管課長から市民税課長に対し、下記の内容を記載した申請を行い、アクセス権限を設定する。</p> <p>①必要なアクセス権限の種類 ②利用する業務名及び業務概要 ③申請課及び利用課の所属長及び利用者 ・アクセス権は、「抹消申請」により削除を行う。</p> <p>(2)失効管理 ・正規職員については、人事情報に基づき、権限を有していた職員の異動／退職が生じた際には、情報システム管理者がアクセス権限を更新する。</p> <p>・非正規職員については、契約期間の終了等に伴う業務所管課からの申請に基づき、アクセス権限を更新する。</p>
----------	--

アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
-----------	--

具体的な管理方法	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・権限設定状況を一覧表で管理しており、定期的な見直しを実施している。</p>
----------	---

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録しており、必要に応じて確認を行う。</p>

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ（日時、利用者、利用端末、利用情報）として全件記録し、7年間保存しており、必要に応じて確認を行う。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1. 事務における措置 ・ファイルが不正に複製できないようにするために、特定個人情報を扱う端末については、下記のとおり措置している。 ①あらかじめICT政策課に登録したUSBメモリ等だけが、端末に接続できる措置がされているため、許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。また、USBメモリ等を利用する場合は、「USBメモリ管理運用ルール」に従って運用を行っている。 ②端末に業務用データが残らず、データの取り出しができない措置をしているため、システム上でのファイルの複製が不可能である。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の修正等を行う際は、職員によるダブルチェックを行い、情報が適正に保有・使用されるようにする。 			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行い、加えて、情報資産の秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を提出させている。 		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託作業者の名簿を提出させる。 特定個人情報ファイルへのアクセスを行う場合、事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、ユーザID／パスワードにより認証している。 		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録している。 		
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先から他社への提供を禁止する旨を契約書に明記している。 委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。 		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。 提供するデータの指示された目的以外への使用及び第三者への提示を禁止する旨を契約書に明記している。 委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。 		
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定している。 ①個人情報を記録した(ハードウェアを含む。)媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去、又は記録装置の破碎等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること。 ②個人情報を記録した(ハードウェアを含む。)媒体等の破碎等を外部の者に依頼する場合は、情報の消去に係る確認書の提出を受けること。 		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> データの秘密保持に関する事項 再委託の禁止又は制限に関する事項 情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 データの複写及び複製の禁止に関する事項・事故発生時における報告義務に関する事項 情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 データの授受及び搬送に関する事項・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 その他データの保護に関し必要な事項・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 		

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。	
他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報について、いつ参照を行ったか)の記録がデータベースに逐一保存される。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用依頼書による依頼が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っている。		
その他の措置の内容	データの提供方法(府内連携システム経由、電子データ等)についても申請書中に明記することとする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・汎用連携DBシステムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 汎用連携DBシステムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か

- | | | |
|---------------------|-------|--|
| [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている |
|---------------------|-------|--|

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p>2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>			
リスクへの対策は十分か	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="476 1518 817 1563">[十分である]</td> <td data-bbox="817 1518 1110 1563"><選択肢></td> <td data-bbox="1110 1518 1345 1563">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク				
リスクに対する措置の内容	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・システムへのログインは、ID／パスワードによる認証を必要とする利用者登録により制限されており、特定の権限者以外は情報照会・提供ができない ・情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p>2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>			
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
			3) 課題が残されている	

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容	<p>1. 市民税オンラインシステムに関する措置 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置: 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置: 番号法に基づき認められる情報のみ、認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保する。</p> <p>2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>			
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
			3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 新潟市における措置

- ・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。

2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p>1. 市民税オンラインシステム及び課税資料管理システムにおける措置 ・特定個人情報を管理しているサーバーの設置場所では以下の物理的対策を行っている。 ①建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ②サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ③サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ④帳票を出力する印刷室についてもサーバー室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。 ⑤該当システム基盤のサーバログインは、ID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ・システムには操作権限が必要となっており、また、システム利用が可能な端末も制限している。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・保有する基本4情報は、異動があった場合に随時更新しているため、古い情報のまま保管されるリスクはない。</p> <p>・各種申告書の内容については、申請時の原本性の保持が必要であるため、受付時の状態で保存している。ただし、最新の情報については、他の賦課資料の内容と併せて市民税オンラインシステムで随時更新されるため、特定個人情報を含む賦課決定情報が古い情報のまま保管され続けることはない。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>・電子媒体は、保存期限到達後にシステムでバッチ処理により消去している。</p> <p>・申請書等については、文書規程に基づく保管及び廃棄を行う。</p>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p>1. 新潟市における措置 ・評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年に1度、担当部署において自己点検を実施する。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p>1. 新潟市における措置 ・新潟市情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ部門による監査を定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。監査手法はアクセスログを無作為に抽出し業務で必要なアクセス行為であったかを抜き打ち的にチェックすることとする。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<p>1. 新潟市における措置 ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修とコンプライアンス研修を年に1回実施し、情報セキュリティと規範意識の向上を図っている。更に、初任者及びセキュリティ責任者については別途、任務別の情報セキュリティ研修を年に1回実施している。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

3. その他のリスク対策

1. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。
--

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	新潟市財務部市税事務所市民税課 〒951-8550 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1 025-226-2243	
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	
特記事項	請求方法、指定様式等について新潟市ホームページ上で表示。	
③手数料等	<p>[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料</p> <p>(手数料額、納付方法: 手数料は無料だが、写しの交付の場合、通常片面1枚10円のコピー料、郵送の場合はコピー料と郵送料等の負担有、前納制)</p>	
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>	
個人情報ファイル名	1. 個人住民税賦課ファイル 2. 軽自動車税賦課ファイル 3. 事業所税賦課ファイル	
公表場所	財務部市税事務所市民税課、総務部市政情報室	
⑤法令による特別の手続	—	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—	

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	新潟市財務部市税事務所市民税課 〒951-8550 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1 025-226-2243
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室、ICT政策課及び行政経営課に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年5月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、所管課及び市政情報室において案の閲覧及び配布を行う。意見は電子メール、FAX、郵送にて受け付ける。
②実施日・期間	【1回目】平成27年2月23日～3月24日 【2回目】令和元年10月7日～11月5日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	(意見なし)
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	【1回目】平成27年4月2日 【2回目】令和元年12月25日
②方法	新潟市個人情報保護審議会による第三者点検を実施。
③結果	審議会よりいただいた意見を踏まえ、評価書を一部修正した。
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月18日	IVその他リスク対策(その他) 1②監査	・新潟市セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ部門による監査を実施。	・新潟市情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ部門による監査を定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。監査手法はアクセスログを無作為に抽出し業務で必要なアクセス行為であったかを抜き打ち的にチェックすることとする。	事後	平成27年12月16日付行政経営課長からの依頼により、全項目評価を実施した全事業を対象に修正を行ったもの。
平成27年12月18日	V開示請求、問い合わせ2②	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室及び行政経営課に報告する。	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室、IT推進課及び行政経営課に報告する。	事後	平成27年12月16日付行政経営課長からの依頼により、全項目評価を実施した全事業を対象に修正を行ったもの。
令和1年7月1日	I 7. ②	佐藤 一男	市民税課長	事後	
令和1年7月1日	II 3. ⑦	財務部市税事務所市民税課(各区税務センターを含む)、各出張所	財務部市税事務所市民税課、各区区民生活課、窓口サービス課、各出張所	事後	
令和1年7月1日	II 4. 委託事項8⑤	新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	・委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイトに公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	事後	
令和1年7月1日	II 4. 委託事項8⑥	株式会社アプリコット	入札により委託契約するため未定。	事後	
令和1年7月1日	II 4. 委託事項8⑦	再委託しない	再委託する	事後	
令和1年7月1日	II 4. 委託事項8⑧	—	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事後	
令和1年7月1日	II 4. 委託事項8⑨	—	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事後	
令和1年7月1日	V1. ①	025-226-2253	025-226-2243	事後	
令和1年7月1日	V2. ①	025-226-2253	025-226-2243	事後	
令和1年7月1日	V2. ②	IT推進課	ICT政策課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月17日	I 2. システム2 ②	社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
令和2年4月17日	III 2. リスク2 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法での情報入手を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存し、その操作閲覧履歴の点検を所属長が職員へ年2回実施することで、職員の不正の抑止及び不正の発見とセキュリティ意識の向上を図り、不適切な方法での情報入手を防止する。 	事後	
令和2年4月17日	III 2. リスク2 リスクに対する措置の内容	—	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な方法で情報が入手された場合は、特定個人情報取扱手順書を順守し対応する。また、職員等に対し、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、法令、内部規程等に基づき厳正に対処する。 	事後	
令和2年4月17日	III 3. リスク2ユーザ認証の管理	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する端末は、当該職員個人のパスワードによる認証を行っている。 システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。 システムへログインするには、本市の職員ポータルシステムを経由する必要がある。職員ポータルシステムは、職員登録された者でなければ利用できない。このため、職員でない者が市民税オンラインシステムへアクセスすることはできない。 認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する端末は、当該職員個人のIDとパスワード及び手のひら静脈認証システムによる認証を行っている。 システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。 システムへログインするには、本市の職員ポータルシステムを経由する必要がある。職員ポータルシステムは、職員登録された者でなければ利用できない。このため、職員でない者が市民税オンラインシステムへアクセスすることはできない。 認証に使用するパスワードは、1年に1回変更する運用を行っている。 	事後	
令和2年4月17日	III 3. リスク2 具体的な管理办法	<ul style="list-style-type: none"> 正規職員については、人事情報に基づき、権限を有していた職員の異動／退職が生じた際にはアクセス権限を更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> 正規職員については、人事情報に基づき、権限を有していた職員の異動／退職が生じた際には、情報システム管理者がアクセス権限を更新する。 	事後	
令和2年4月17日	III 3. リスク3 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録しており、必要に応じて確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録し、7年間保存しており、必要に応じて確認を行う。 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月17日	III 3. リスク4 リスクに対する措置の内容	①許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。 ②端末に業務用データが残らない。	①あらかじめICT政策課に登録したUSBメモリ等だけが、端末に接続できる措置がされているため、許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。また、USBメモリ等を利用する場合は、「USBメモリ管理運用ルール」に従って運用を行っている。 ②端末に業務用データが残らず、データの取り出しができない措置をしているため、システム上でのファイルの複製が不可能である。	事後	
令和2年4月17日	VII 2. ②	平成27年2月23日～3月24日	【1回目】平成27年2月23日～3月24日 【2回目】令和元年10月7日～11月5日	事後	
令和2年4月17日	VII 3. ①	平成27年4月2日	【1回目】平成27年4月2日 【2回目】令和元年12月25日	事後	